

子ども・子育て会議（第20回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第24回）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成26年11月28日（金）10：00～12：30

場 所 中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会
中間とりまとめについて
- (3) その他

3. 閉 会

【配布資料】

資料1 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定作業の進捗状況について

参考資料 市町村子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」「確保方策」調査集計結果

資料2 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間とりまとめについて

資料3 平成26年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

資料4 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめについて

参考資料1 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針

参考資料2 委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので「第 20 回子ども・子育て会議、第 24 回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。委員の御出欠について御報告申し上げます。

秋田委員、稲見委員、内田委員、大日向委員、尾身委員、葛西委員、小室委員、渡邊委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、清原委員、高尾委員、溜川委員におかれましては、本日、所用により御欠席でございますが、代理といたしましてそれぞれ高知県地域福祉部長の井奥様、三鷹市子ども政策部調整担当部長の宮崎様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様、全国認定こども園連絡協議会会長の木村様に御出席をいただいております。

以上、本日 33 名中 21 名の委員に御出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

本日、有村大臣に御出席をいただいております。一言、御挨拶いただければと思います。

○有村大臣 皆様、おはようございます。少子化担当大臣の有村治子でございます。

師走が目前というこのお忙しいときに、また、無藤会長様はじめ、委員の皆様には継続的に大変熱心な御議論をいただいておりますことに、まずもって敬意と感謝を申し上げます。

私自身、今日のこの会議にプレゼンスを示すことをとても楽しみにしてまいりました。理由の 1 つは、そもそも入閣をさせていただく前から、私自身も就学前の子どもを持っておりますし、この分野が最も大事な国の未来を担う政策の 1 つだという思いで、ライフワークとしてやってきました。それゆえに、政府のこの子ども・子育て会議に出させていただくことを楽しみにしておりました。

もう一つの理由は、やはりこれだけのいろいろな情報や新しい動きが日々変化をする環境激変の中において、皆様が思ってください大事な子ども・子育て支援新制度をいかにうまく実行できるかどうかという皆様の大事な御決意と御懸念がある時期だと理解をしております。そこにおいて私が担当の大臣として皆様に直接お目にかかり、そして、思いをそれぞれに共有させていただくことが極めて大事なタイミングだと政治家としても認識をいたしております。それゆえに今日は公務が幾つか重なっております、限られた時間ではございますけれども、今までの子ども・子育て会議の皆様の御議論は、それぞれ毎回担当から報告もしっかりと聞いておりますし、これからもその姿勢を堅持しながら皆様との情報の交換や、あるいは御懸念、効果の共有などもしっかり図っていきたいと思っております。

先だって安倍総理が消費税率 10%の引き上げを平成 29 年 4 月まで延期するという重大

な決断と表明をされました。当然ながら私たちは消費税率が 10%になるという前提でこれを組んできたわけでございますから、皆様に財源はどうなるのかという御懸念をいただくのも無理からぬことでございます。私も大変緊張感を持っております。同時に、子育て支援の充実は、日本の浮沈をかけて待ったなしの状況であることには寸分の変わりもありません。そういう意味で安倍総理御自身も御発言をいただいておりますように、子ども・子育て支援新制度につきましては、予定どおり来年 4 月から施行をさせていただきます。明言をいたします。

この姿勢は安倍総理、また、官房長官、厚生労働大臣、また、少子化担当の私自身いち早くこの表明をいたしましたけれども、スタッフ、各省ともども、この姿勢に全く揺るぎがないことは御報告させていただきたいと存じます。

新制度の円滑な施行のためには、財源の確保が最大の課題でございます。担当大臣として最大限の努力を尽くしていきたいと存じます。また、全国で事業者の皆さん、自治体の皆さんそれぞれが準備を進めていただいて、制約がいろいろとある中で、それでも子どもたちの未来のためにということで御尽力をいただいている、その御貢献に改めて感謝と敬意を申し上げながら、その御労苦をしっかりと新制度の円滑かつ着実な実施につなげていけるよう、スタッフともども、また、関係府省ともども一丸となってやっていきたいと考えております。

少子化対策、子育て支援というのは国をあげて早急に取り組むべき最優先課題の 1 つだと認識をいたしております。そして消費税引き上げが据え置きになったわけでございますけれども、やはり公金がかなり入る以上、そしてかなりの予算をとってこななければいけない以上、主権者、納税者たる国民の皆さんに、さすがにいい事業をやっている、これは限られた財源の中でも確かに大事なことであり効果も出ている、というふうに思っていただけのようなスタートを皆様とともに、手と心と情報を携えて乗り越えていかなければならないと思っております。

そういう意味で主権者、納税者の皆様にも支持をしていただけるようなラインでの成功ということを、皆様と一緒に青写真をしっかりと描きながら、一步一步進んでいきたいと思っております。

以上、私から冒頭に当たり、皆様の御貢献への感謝と、着任後、仲間に入れていただいていることに改めての決意と感謝を申し上げる次第でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

私どもとしても来年度、平成 27 年度から予定どおりの実施であると改めて断言していただいたこと、感謝申し上げたいと思います。また、財源の確保について、いろいろと委員としても心配しているわけでございますけれども、最大限御努力いただくと、非常に力強い発言いただいたことも本当にありがたく思っております。

恐らく私ども委員全員がそう思っていると思いますし、また、大臣御指摘のように全国

の自治体、また、現場の先生方、保護者自身についても、この新制度が無事にスタートして、しっかりとした成果を出せるということを願っているかと思います。そういう意味で大臣が最後におっしゃったように、私どもの会議としてもしっかりと制度を固めていきながら、ぜひ大臣に先頭に立って御努力をお願いし、私どもとしてもそれをサポートしていきたいと存じますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

北條委員、どうぞ。

○北條委員 有村大臣、ありがとうございました。

ただいま座長から御発言がございました全員が賛成しているということでもあります。子育てのために、子どものために財源を確保するということは当然賛成でございます。しかしながら、この制度そのものにつきまして私は私立幼稚園の立場から発言させていただきますけれども、新制度そのものに対してもろ手を挙げて賛成する立場にはございません。

なぜそう言わざるを得ないかと申しますと、社会福祉と教育との関係が不明確というよりは、教育は社会福祉の対象ではないとされてきております。そのことが原因で子育てについても教育と子育ての関係が不明確で、事実上、教育は対象とされていないと理解せざるを得ない制度設計になっております。

その結果、子ども・子育て支援法についてはいい点もたくさんございます。大賛成な点もたくさんありますけれども、重大な点について納得しがたい点が残っております。特に2点指摘させていただきたいと思います。

今までもずっと主張してまいりましたが、第1点目は3歳未満の家庭で保育する子どもに対する、いわゆる施設型給付の水準に見合う給付がなされていない。大変な不公平がここにはある。3歳未満の御家庭というのは、家庭で子育てをしている方々が圧倒的多数であります。その方々に対して納得できる手当をぜひしていただきたい。

2番目は、子ども・子育て支援法の附則第6条に私立保育所の委託についての規定が入っております。これは私ども私立幼稚園から見ますと、大変不合理な差別的な規定であると考えております。したがって、私立幼稚園が私学助成と就園奨励費補助によって運営することが新しい新制度の枠組みの中に含まれるという、附則第6条の規定と同様の規定をぜひとも盛り込んでいただきたいと思います。

消費税実施が18カ月先送りされたわけですから、現在の法の規定から言えば附則第1条によって改正の手続をとらない限りは、この法律は消失してしまうという構造になっていると思います。幼稚園は、特に私立幼稚園は11月が募集期でありますから、既に大混乱に陥っております。この財源が27年4月にこの制度が実施されたとしても、公定価格の今の水準が維持されるのであれば、この大混乱は克服することができません。

従来の説明では、消費税10%にならない場合は法の原則に従って、この法律は施行しないという説明がずっとされてまいりまして、先ごろからただいま先生がおっしゃったような方向に転換されてきたわけですから、それはそれで結構でございますが、法律改正というこ

とを行わなければ、ただいまの方向は担保されないわけです。法律改正を行うのであれば、従来から私どもはこの場で法律改正をする場合にはやっていただきたいこと、ただいま2点が最重要課題でありますけれども、繰り返し指摘してまいりました。しかし、事務当局からは、法律改正を伴うことだからできないということで今日まで来ております。法律改正ということがあるのであれば、現在の法にある不合理をぜひ解消して、27年4月からの実施ということにさせていただきたいと思っております。そうしていただければ、私どもも喜んでこの制度に参加していきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 駒崎です。有村大臣がお越しくくださったので、ありがとうございます。

1人の親として、2児を育てる親として申し上げたいと思っております。

細かいさまざまな保育園団体とか幼稚園団体とか、いろいろな業界団体の方が来られていると思っております。それぞれ思いはあると思っております。ただ、子どものためにきちんと財源をとって、そして政策を前に進めていこうということに一丸となっていかななくてはいけない。今ほど一丸となっていかななくてはいけないときはないのではないかと思うのです。

業界内の対立みたいなものというのは棚上げして、今は失われようとしている財源を何とか業界一丸となって確保してほしい。未来の子どもたちのために確保してほしいということに、手を携えてお願いしていくべき時期なのではないかと思っております。それができなければ、我々は恐らく子どもの代、孫の代から、あのとき何をしていたんだというふうによく問われることになるのではないかと思っております。

先ほど有村大臣が4月から施行してくださると明言してくださいました。それは本当にありがとうございます。ただ一方で、施行していく、そして質の改善をしていくためには財源がなくなるとはいけません。最大限努力してくださるというふうには言ってくださっています。しかし、当初1兆円強で子ども・子育て支援新制度を回していこうという話が、いつの間にやら7,000億円になり、今またそのうちの3,000億円が消えようとしているという状況において、最大限の努力という言葉のみでは不安になってしまうのは御理解いただけるのではないのでしょうか。ですから有村先生が明言してくださると同時に、ほかの閣僚の皆さんも、そして、きちんとオーソライズされた形で財源を確保していただくというところに、ぜひ御尽力いただけないかというふうに思っております。

1994年のエンゼルプランから新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プランということで5カ年計画をやり続け、戦力の逐次投入をし続けて、そして少子化対策に失敗し続けてきた、失われた少子化対策の20年を再び繰り返してはいけません。今ここでしっかりと財源を確保し、そして40万人の待機児童解消ということで、一挙にきちんとした少子化対策を行うことが我々の子どもたち、孫たちの世代に我々ができることなのではないでしょうか。ぜひそうした意味において我々の危機感というものをきちんと有村大臣にはお伝えし

たい。

そして、有村大臣だけではなく、政府の皆さん、そしてここに来られているメディアの皆さんにもぜひ今の危機的な状況というのは御理解いただき、そして世論の後押しを行っていただきたいと思います。

最後に、我々業界のみんなが手を携え、個々の利害はひとまず棚上げにしておいて、この危機を乗り越えていくことに力を尽くしたいと思っております。どうぞ御協力よろしくお願ひします。

○無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○有村大臣 今、北條先生、また、駒崎先生から貴重な、また、率直な、真摯な御意見を伺いました。恐らく予定されていなかった御発言だと思います。私の今の発言も当然準備してきたものではございませんけれども、勇気をもって御発言をいただいたことに敬意を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度につきましては、従来からの保育園、幼稚園、認定こども園が大同団結して、その三者以外にも家庭的保育をしたい、あるいはいろいろな施設あるいは事業所での保育も応援していかなければいけないという、よりウイングを広げるものがございます。やはり戦後のずっとそれぞれに運営をされていたところ、あるいは光が当たらなかった、公的な支援が当たらなかったところにも、日本国内で育む子どもであることには変わらないというより大きな大義を掲げて、みんなが大同団結をしようという、より大きな大義を実現していくための大きな大きな社会を舞台にした取組でございますから、ここで不協和音が出てくると、ではそんなに不協和音が出てくるならやめてしまえ、あるいは変更していいのではないかという声が出ていいのかという別の議論が出てまいります。

そうならないといけない。ここまで全国の皆さんに真摯に取り組んでいただいて、いろいろな困難や制約もある中で、それでもより大きな支援が、光が当てられるならというふうに、いわばガラス細工をみんながまとめてきて、ここまで進んできているわけですから、その思いを背負って私は来年4月からというスタートは揺るぎがあってはいけないということを閣僚の中ではいち早く明言をした、実は2週間前に私が口火を切りました。

そういう意味では、それぞれの先生方のそれぞれの分野を背負われた御発言というものに心からの敬意を表しながらも、今それを言っておたごたしているということが見えて本当に子どもたちの未来にプラスになるのかということをお一人お一人が考えて、大同団結の予算ということをとって行って、その予算をとってくる過程の中で、これは大事だと国民の皆様が共感して、納得して支援をしていただくような世論形成、保護者の方々の安心ということを勝ち取っていかなければ、ストライクゾーンがそう広くない中で私たちがストライクゾーンを狙える道は、選択肢はそうそうないとみずからに言い聞かせます。

同時に予算については、やはり財源の確保ということが一番大事であるということをおも痛いほどに認識をしております。ただ、解散総選挙が間もなく行われます。そして、新

しいメンバーで予算が決めていかれます。そういう意味で国会が、衆議院が解散をしている中で予算これこれ取れますという話は全くできませんし、もし万が一、私のような発言をしようなら、それは与野党ともに国会軽視だという批判のそしりは免れることができません。やはり国民を代表していらっしゃる衆参の議員の方々が国民の代弁者として予算を決め、そして承認をしていかれる。その民主主義のプロセスに対する敬意はわきまえていかなければならないという現実もございます。その中で当然、私はこのようなところで発言する以外にも、それぞれの主要の方々ともお目にかかっていますし、主要の方々からも発言を引き出すような試みを日々重ねております。

ということで心中お察しいたきまして、皆様とともに志を一緒にして、ごたごたすることのないように、同時にそれぞれの分野で皆様が背負っていらっしゃる責任の中で、それぞれの御発言が出てくる。それを率直に言えるということもこれまた極めて大事な民主主義の意思決定のプロセスでございますから、その双方をたたえながら何とか一丸となる体制を、そういう意味で保育園も幼稚園も認定こども園も、それぞれに立っていただかないと、そして、それ以外の新しく光を当てることになる方々も、これはとるところだ、これは譲るところだということ意思決定していただいて、それを組織内、業界内にもまとめていただいて、主権者たる国民の期待に応えていこうではないかという大きな志を御覧になっていただきたいと思う次第でございます。

いかがでしょうか。

○無藤会長 では、大臣もお忙しいのでここまでにしたいのですが。

○有村大臣 30分からすぐ、次の私が主催している会議の第1回がでございますので。

○坂崎委員 有村大臣に今日お越しいたきて、このような話になるのは非常にありがたいと思います。

1つは、私たちは業界を代表してこの委員になっているわけですが、もう一つ、もっと大きなことは、私たちは未来の子どもたちに対すること、それはつまりは日本の未来に対する投資ということに対して、その覚悟を背負って私たちはこの委員になっているわけです。今、有村先生がおっしゃったように、私たちが今このような制度をつくり上げていくことは、予算のことがありますけれども、基本的には期待や不安が入り混じる中であつたとしても、保育の制度を将来のところに進めていくという力強い気持ち、また、今、有村先生がおっしゃったような思いが皆さんと一緒にあってこそ成り立つと思っています。

今、駒崎先生もおっしゃいましたように、待ったなしのところにあると思います。これからの日本をどう背負っていくのかということに業界というものを乗り越えて1つのものをつくっていくことについては、私は有村先生と全く同じ意見です。それぞれの業界の持ってきたよいところ、それらを踏襲しながらも、なおかつやはり新しい時代に向けた制度設計をし、そこに予算をつけていただく。そのように私たちは今、非常に強く思っていますし、この危機の段階にあつても、それらをもっときちんと進めてくのだというのは多分多くの委員がそう思っていると思いますので、有村先生と一緒にあって今回このような

ところを乗り越えていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

榑原委員で終わりにしてよろしいですか。

○榑原委員 済みません、手短に。

今日は大臣が強い思いを持って参加して下さったことを、多くの委員もだと思えますけれども、私も感謝しております。ありがとうございます。

実は今日のこの会議の前にも、私たちも1年8カ月も一緒に議論してきていますので、委員の間で非常に強い危機感を持っていろいろな意見交換がありました。大臣が表明して下さったように、財源の確保をちゃんとした上で、きちんと円滑なスタートをしていく。そこが一番大事である。そのとおりでという思いを持っている委員が多いので、その思いを、また、この会議のこの議事とは別のところでお届けしたいと思っておりますので、今日出席できなかった首長さんたち、長く議論にかかわってこられた有識者の方も含めて、そういうお声が強いのでお届けさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○無藤会長 それでは、大臣は公務のため御退席ということで、本当にいろいろありがとうございました。よろしく願いいたします。（拍手）

（有村大臣退室）

（プレス退室）

○無藤会長 それでは、次の議題にいきたいと思えます。その前に資料ですけれども、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあればお申しつけください。よろしいですか。

それでは、議事に入りたいと存じます。

本日の予定ですけれども、まず市町村子ども・子育て支援事業計画の策定作業の進捗状況につきまして事務局からの御説明を受けまして、その後、質問等を受けたいと存じます。

続きまして、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめにつきまして、事務局からの御説明を受け、御質問等をお受けしたいと存じます。おおむねそれぞれ1時間弱ということかと存じます。

最後に、その他について事務局から何点か御報告があるということでございますので、事務局からの報告を受けたいと存じます。

それでは、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定作業の進捗状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○竹林少子化対策企画室長 少子化対策企画室長の竹林でございます。

それでは、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定状況の進捗状況について、資料1及びその参考資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料1の1ページ目をご覧くださいませでしょうか。

御案内のとおり、新制度では市町村が事業計画を策定いたしまして、潜在ニーズを含め

た住民のニーズを把握する、需要サイドの量の見込み、これに対応する提供体制を計画的に整備する、これは供給サイドの確保方策、これをそれぞれの計画に定めていただくという仕組みとしておるところであります。

現在、多くの市町村で、この計画の策定作業の最終段階にあると承知しております。今般、都道府県を通じまして進捗状況の報告を求めています。この内容としましては、27年度から31年度までの各年度の量の見込みと確保方策を聞いておりますが、その詳細な状況は参考資料のほうにまとめております。この資料では、この枠囲いのところがございますけれども、数値の内容と書いておりますが、まず、今と比べてどれぐらい各事業、施設、伸ばしていこうとしているかということが見えるように、まず実績値、これは原則に25年度の数値を記載しておるところです。また、計画の年度の中でポイントとなります保育の目標年次である29年度と、計画の最終年度の31年度につきまして、これは原則として潜在ニーズを見込んだ量の見込みの全国集計値を記載している、このような資料でございます。

正直、施設、事業によっても微妙に違いますが、まだ未提出の市町村も若干あります。その場合は、例えば9割の市町村から出していただいているものについては、その9割の平均的な状況で残りの1割も出していただけるだろうという形で補正しておりますので、提出状況は100%ではありませんけれども、概ねの数字としては全国の状況になるように補正をさせていただいているようなものでございます。

という性格のものでございますので、3つ目の○に書いてございますように、数値全て精査中、これからも若干の変動はあり得るというものであることにつきましてもあらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

それでは、その概要につきまして、2ページ以降で御説明させていただきます。

最初に、1号認定、2号認定、3歳から小学校に入るまでのお子さんの状況でございます。この1号認定、2号認定につきましては、現状でも大体幼稚園、保育所、認定こども園、いずれかの施設にお通いの方が大半だと思いますので、いわゆる潜在ニーズはそれほど大きくはない年齢層でございます。ですので、むしろ今後子どもの数が減少傾向にあるというような状況の影響が強く出て、1号認定＋2号認定ということであると、年を追って若干微妙に減っていくという感じになっております。

1号認定の25年度の実績欄でございますけれども、1号認定の158.3万人、これは幼稚園の在籍児でございます。また、141万人という2号認定の実績値は保育所の在籍児でございます。これに対しまして、これは当然幼稚園の在籍児には今共働き家庭のお子さんもいらっしゃるわけで、この158.3万人には共働き家庭のお子さんも含まれているということですが、市町村のニーズ調査をさせていただきますと、共働き家庭というくくりで、幼稚園に行っていようと、保育所に行っていようと、ニーズとしては共働き家庭という形で出てきますと、それが2号のほうにカウントされるような設計になっておりましたので、これに対応する確保方策を定める関係もありまして、共働き家庭の中でも現に幼稚園を利用しているような方の割合、今後もそういう方々は新制度になっても幼稚園を利用する可能性が

あるということで、2号認定の中で、この表にありますように、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものという区分を一応していただいて、それぞれの計画で2号認定の中のミシン目を入れた形で記載をしていただくように、そういうことにしております。

この部分につきましては、認定こども園、保育所のほか、確認を受けない幼稚園も含めた幼稚園で確保方策を定めるということも可能な取り扱い方針を示しているところがございます。このような表の見方の上で、実際1号認定をご覧いただきますと、158万人から純粋な1号認定ということでありまして30万人ぐらい減るような数字になっておりますが、2号認定の幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの、これも大体30万ぐらいでありますので、大体それに見合うような姿のニーズが把握されていると考えております。

また、このページの下で3号認定でございます。ここは御案内のとおり、満3歳未満の保育の必要性のある子どもでありまして、ここは現在も待機児童が多いところですし、また非常に潜在ニーズが多いと言われております。0歳児と1、2歳児に分けて各自治体に把握していただいておりますが、0歳児につきましても5.6万人、1、2歳児につきましても17万人強、29年度に向けて、それぐらいの潜在ニーズを見込んだ量の見込みが定められているということでありまして。

0歳児について、5.6万人増えていることにつきまして、1つは女性の就労率が上がっているという影響もございまして、また育児休業をしっかりと取得を促進するという政策方針との関係について御説明させていただきますと、これは技術的な問題もありまして、育児休業を明けた1歳になったばかりのお子さん、このお子さんもクラスとしては0歳児のクラスに入って、その年の年度末まではそのクラスにいて、次の4月1日に1歳児のクラスに移るということなのです。したがって、この0歳児のニーズ、あるいはそれに対応する保育定員というものは、育児休業明けの年度末に来ていない1歳児も入っております。育児休業を1年間しっかりとっていただくためには、逆にいうと、その1歳になったときに確実に保育所に入れますよと、それだけのキャパという受け皿がないと逆に育児休業をとれないということでございまして、そういう意味でも0歳児の特に年度後半の子に受け皿をしっかりと整備していくことが同時に育児休業をきちっと取っていただくことにもつながるということでもあります。私どもとしては、このような0歳児のニーズを実現すると同時に、育児休業の取得促進、あるいは1年間ちゃんと取れるようにするということも進めてまいりたいと思っております。

このような2号、3号のお話と、今、進めております待機児童解消加速化プランとの関係につきまして、6ページ目に整理しておりますので、少し先になりますが、おめくりいただけますでしょうか。

御案内のとおり、待機児童解消加速化プランにつきましては、25年度から29年度末までの5年間で40万人分の保育の受け皿を整備する、このような計画になっております。そして、29年度末には待機児童の解消を目指すという内容になっております。

既に25年度及び26年度の整備あるいは整備見込みというものが今年の9月に公表しておりますが、その内容は下のオレンジの欄にございますけれども、この9月に公表した集計結果によりますれば、この25年、26年の2カ年間で19.1万人分の受け皿の整備、純粹に保育の受け皿の増加分のみを積み上げますと20.1万人ということで、ここまでは現在の待機児童解消加速化プランの目標をほぼ達成する見込みで推移をしております。

そして、今回、自治体のほうからいただいた2号、3号の量の見込み、このあたりを集計いたしますと、29年度にはオレンジのほうですが、267万人という数字になっていまして、26年度と比べてこれはプラス21万人。21万人これからさらに保育の受け皿を増やしていく、このような量の見込みがたっているということでございまして、この2年間の19.1万人の実績と足し合わせれば大体40万人ということでありまして、おおむね待機児童解消加速化プラン、これ自体は自治体の計画がつくられる前に国のほうでつくったわけですが、おおむね同様の数値を示している。このプランが実現していくことによりまして、6ページ、緑の線で右下に囲っておりますけれども、それぞれの年齢層の子どもに対する保育所利用児の割合、これを利用率と言いますれば、0歳児につきましては足元の11.4%から5%弱増えて16.1%、1、2歳児については、今の35.1%から10%以上増やして46.5%、そして3歳以上児につきましては、44.5%から48.5%とそれぞれ利用率も上がっていく。大体1、2歳児については3歳以上児に並ぶような水準まで上がってくるということで、このような形でおおむね待機児童を解消するという状態が実現していくのではないかと見ているところでございます。

3ページにまた戻っていただきまして、いわゆる13事業、地域子ども・子育て支援事業の関係の数字を並べております。これらの事業につきましても、おおむね住民の潜在的なニーズを拾い上げて、各自治体とも現状に比べて高い量の見込みというものを設定しております。最初に新規事業であります利用者支援事業。この利用者支援事業につきましては、地方単独事業と一体のものとして量の見込みが把握されておりますので、確保方策のほうをここは記載しておりますけれども、足元よりも6倍といった水準を目指してこれから整備が進んでいきます。

④の放課後児童クラブにつきましては、足元の93万人から約30万人、計画の最終年度の31年に向けて30万人増えていくという量の見込みになっておりまして、これも先般、厚生労働省と文部科学省で発表いたしました放課後子ども総合プランの前提とほぼ見合った内容になっております。

あと4ページにも各事業を書いてございますけれども、5ページには一時預かり系の事業がずっと並んでおります。10番は今の幼稚園の預かり保育から新制度に移ってくる一時預かり事業の幼稚園型、在園児のニーズを書いてございます。こちらのほうも恐らく利用日数などについての潜在的なニーズがあるということで、今の1.5倍ぐらいの数字になっておりますし、それ以外の0歳～2歳のお子さん、先ほど北條先生からも御指摘がございましたけれども、在宅で子育てをしている方への子育ての支援の強化というものが今急務に

なっており、その中心をなす事業がこの一時預かり事業であります。3つの事業が併存しておりますので、現状との直接の比較はしづらいですけれども、3倍ぐらいの潜在ニーズがあると自治体の方は見ていらっしゃる。同じように病児保育やファミリー・サポート・センターの就学児の部分につきましても高い潜在ニーズを把握されているところでございます。

参考資料のほうも用意しておりますので、ざっと表の見方などについて御説明をしたいと思います。

1 ページからでございます。先ほどの本体資料では基本的に量の見込みで傾向を御説明しましたけれども、こちらのほうは量の見込みとそれに見合う確保方策の両方を載せております。先ほども御説明をしましたが、新制度では潜在ニーズを含めた住民の利用ニーズ、これを量の見込みとして把握する。そして、それに対応する提供体制を確保方策として書いていただく、このような仕組みになっております。

国といたしましては、この計画の期間中、保育については29年度末までですが、それにつきまして量の見込みに見合う提供体制を整備していただくという方針でこの新制度を考えておりますので、引き続き市町村に対してこの新制度の周知徹底を図り、必要な施設、事業の整備を進めていただくよう強く働きをかけ、必要な支援もしっかり行ってまいり、そういうふうを考えているところでございます。

まず1ページの1号、2号でございますけれども、先ほど申し上げましたように、2号認定の中で幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの、ここを区分して計上していただいております。この部分については認定こども園、保育所に加え、幼稚園あるいは確認を受けない幼稚園でも確保方策として受け皿としていい、このような取り扱い方針を示しております。実際、両方に分かれておりますけれども、どちらかといえば幼稚園を中心とした確保方策が組まれている状況が見て取れるところでございます。

2 ページ目の3号認定の部分でございますけれども、こちらのほうはまず3号認定の中でも0歳と1、2歳に分けて量の見込みと確保方策を定めていただくようお願いしております。また、確保方策の中では、いわゆる保育所、認定こども園のような特定教育・保育施設に加えまして、今般の新制度では地域型保育事業というものも新設をすることになっておりますし、また、※3でございますけれども、市町村や都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っているような認可外保育施設につきましては、当分の間、確保方策に記載するということが可能であるという取り扱い方針を示しております。

ご覧いただければわかりますように、特定教育保育施設のほうの整備も進むし、地域型保育事業につきましても、年を追って整備を進めていこうとされている状況が見て取れるかと思えます。

また、3ページでございますけれども、利用者支援事業につきましては、先ほど申し上げましたように、国の要件に合う利用者支援事業と、それに類する地単事業を組み合わせることでニーズに答えていこうという姿勢が見受けられたところでございますし、放課後児童ク

ラブにつきましては、今般小学校6年生まで対象になるということを法改正で明確にいたしました。量の見込みにつきましては、小1～小3と、小4～小6を分けて一応把握できるようにしていただいております。また高学年になれば、やはり塾や習い事、その他、多様な居場所があるということでしたので、ニーズ調査の結果などを見ても、少し人数との関係でいえば利用のニーズが少なくなっているけれども、このようなことが把握されているということでもあります。

4ページに入りますが、6番や7番、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業につきましては、これは確保方策をどここの施設で実施する、どここの体制で実施するということが文章で書いてくれという取り扱い方針にしておりますので、量として定量的な全国集計はできないものですから、量の見込みだけ書いております。逆に8番の子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は対人サービスではなくて、要対協という地域の仕組みをつくるものですから、逆に確保方策のみ計画に書かれているというものでございます。

5ページ、地域子育て支援拠点事業につきましても、先ほどと同じように確保方策につきましても国の要件に合う拠点事業と類する地単事業で賄うという仕組みになっております。これは量の見込みのほうは、何回ぐらい利用したいですかという利用希望日数なども聞いていますので、量の見込みは人日で、確保方策は箇所数で書くという格好になっております。

その下の幼稚園型の一時預かり事業につきましては、幼稚園で実施する場合に、純粋な1号認定のお子さん、専業主婦のお子さんで、時々一時的に利用されるという方と、幼稚園には行っている共働き家庭のお子さんであれば、これはほとんど毎日利用するということとなりますので、その部分は今後区分けをしてニーズを把握してほしいということで、1号認定と2号認定という欄を設けております。このうち2号認定の部分につきましては、その幼稚園が認定こども園に移行した場合には、2号の定員の中で施設型給付が夕方まで払われるということとなりますので、このニーズは給付のほうに置きかわっていくという性格のものでございます。

6ページ、一時預かり事業につきましては、11番は日中の泊まりを伴わない不規則な利用に応えるものですが、確保方策としては、一時預かり事業のほか、ファミリー・サポート・センターやトワイライトステイなども同様の機能を持っておりますので、1つの量の見込みに対して3つの事業で応えていく、このような確保方策を定めていただくことしております。また、病児保育事業につきましても、ファミサポのそういう病気対応型というのがございますので、そういうので組み合わせる確保方策を書くようお願いをしております。

7ページでございますけれども、ファミリー・サポート・センターの就学児のみの事業。こちらにつきましてはまことに申しわけございませんが、これも昨日の夜になって一部の市町村で量の見込みが400人しかないのに確保策は8万人という、事情はまだ聞けていないのですけれども、完全にこれは何らかの異常値だろうというものも発見され、そういうこ

とで全体として精査中ではありますが、特にこの13番について明らかにおかしな数字が載ってしまっているのも、特にその点申し上げたいと思います。

このように各自治体のほうで今精査中がございますけれども、集計を進めていただいております。引き続き精査に努めていきたいと思っております。全般としては、各市町村とも新制度の趣旨を理解して、十分住民の潜在ニーズをまず把握していただき、それが明らかになっているということは、私たちとしても非常に大きな成果だったと思っておりますし、それに合わせて確保方策を組んでいただくことにつきまして、引き続きしっかりと働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明についての御質問、御意見等を頂戴したいと思いますので、まず、そちらのほうから挙手をお願いします。

では、岩城委員からでよろしいでしょうか。

○岩城委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の岩城でございます。

今回、市町村の子ども・子育て支援事業計画が明確に示されました。そして、教育・保育の必要見込みに今御説明がありましたように、ニーズに対応した計画となっており、本当に安心しております。ただ、保育の必要性については、また施設環境が整うと、さらにそれが高まるといった傾向もあつたりいたしますので、そういった経年ごとに実態に応じた修正がなされるようお願いしたいと思っております。

直接には関係ないのですが、本会の園の中には、来年度こども園に移行することが決定しているという地域が出てまいりました。そこで、大変不安に思われる点として、所管するところが教育委員会から首長部局へ移行されたときに、教育内容について教育委員会の関与がなくなってしまうのではないかとといったような懸念の声が聞こえます。幼稚園、認定こども園については、学校教育施設であるということ踏まえてぜひ教育の質の維持向上についてこれまで同様、教育委員会の関与をしていくということを周知していただきたいをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

まずは、今日大臣に来ていただきまして、しっかり来年4月のスタートのことをおっしゃっていただきまして、また財源確保についての最大限の努力というお言葉をいただいたこと、それを糧にいろいろ私たちも思うことがたくさんあるのですけれども、着実に進めていくということがとても大事だろうと思われました。

今日、資料の一番最後に委員提出資料として出させていただきました。まずは財源確保ということで、にっぽん子育て応援団の団長名、樋口恵子、堀田力、安藤哲也、勝間和代

で財源確保を求める緊急アピールというのをさせていただいております。私も企画委員の一人となっております。実は今日の午後3時から星陵会館ホールにおいて、我が町の子ども・子育て支援事業計画を聞くということで、全国の自治体の方々、職員の方々に来ていただいて御披露していただき、また第二部では、自民党、公明党、民主党の議員の先生方にお越しいただいて、実は追加4,000億円の財源について今後どうしようかという話し合いをする予定でした。しかしながら、その前の段階として、まずこの7,000億円というところの財源についてどんなふうにしていくのかということをお聞きしたいと思っております。そんなところで、しっかりこの子ども・子育て会議委員一同、大同団結してこれを一歩ずつ着実に進めていくということを確認させていただきたいと思っております。

今日の資料なのですがすけれども、その前に1つ、今回選挙があるということで、国のほうの予算の決定が通年どおりなのか、少し遅れるのか、また多分、各都道府県、市町村の皆さんも予算計画が例年どおり進められるのかどうか、その辺の見通しについて後ほど御紹介いただければと思っております。

その上で、今御説明がございました資料のことです。私自身、今度の新制度のところは、幼稚園、保育園、認定こども園、そして在宅子育て支援、この就学前の保育、養育、教育、このあたりのところの一体的な向上、質的向上、量的な向上ということだと思っております。その中で、地域子育て支援を特に担っている立場からしますと、その充実ということも本当に切に願っております。

そんな中で、今日13事業の御紹介、それから目標値等が示されました。特にいろいろ今も御心配の声がありました幼稚園、保育園、認定こども園、さらに給付に基づかない幼稚園等も地域の中では今状況がさまざまでございます。この状況をやはり利用される方々が問題なく選択を自主的にできるということがとても大事だと思っておりますので、1番目の利用者支援事業、この整備がきちんと新しい制度、事業ですし、各自治体に根づいてほしいと願っているところです。また、研修の内容等も今協議中でまた公開されることが今後あると思っておりますけれども、合わせてそのことも一緒に整備していただきたいと思っております。

また、私が事業として取り組んでおります地域子育て支援拠点事業、長らく中学校区に1つということで1万カ所が目標でしたが、なかなか到達できず、今、やっと自主事業も踏まえてその数が見えようとしているというところでございます。そこも着実に進めていただきたいと思っております。

一番心配しておりますのが、11番の一時預かり事業のいわゆる0、1、2歳の部分です。こちらの一時預かり事業のニーズがどこの自治体を見ましてもかなり高く出ております。これを具体的にどう進めていくのか。このあたりが非常に大事で、心配なところでもございます。と申しますのは、ここに書いてあるファミリー・サポート・センター事業、これはとても重要な事業です。12番もそうですし、13番ですね。このあたりの全てファミリー・サポート・センター事業が関わっておりますが、こちらの事業は就学前のところはほぼ保

育園の送迎で8割ぐらいということなのです。そうしますと、いわゆる在宅の家庭で使える量というのはそう多くないということを考えますと、一時預かり事業単独の部分についての広げ方というのをもう一段詳細に工夫が必要なところだろうと思っております。そのあたりを今後もこの目標値に合わせての実施というところをきちんと進めていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、井奥代理人、お願いいたします。

○井奥代理人 全国知事会でございます。

現在、地方公共団体におきましては、今年度、ここで議論しております子ども・子育て支援事業計画に合わせて介護保険事業計画とか障害福祉計画、社会的養護の推進計画とかということで、社会保障と税の一体改革、こちらのほうに関係した計画が目白押しとなっております。例年に比べますと見直し事項も非常に多いということで、事務量も大変なものになっております。

議論になっております財源の確保はもちろんのことですが、今後、調整作業が終わった後、現場で混乱が生じることのないよう、これまでも増して速やかな情報提供に努めていただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員、お願いいたします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

今ほど量の見込みとか確保方策について話がありましたけれども、それに関連して、大きく3点お話をさせていただきたいと思います。その前に、先ほど奥山委員のほうで今日の午後フォーラムが開催されるということですが、私が委員長をしております市の計画についても報告がなされることになっております。その中では、例えば量の確保については、5年間で2号、3号については75%増加させなければならないという計画を立てています。また、放課後児童クラブについては、5年間で倍以上にしていかなければならないという計画を立てざるを得ないという状況になっております。

先ほど全国ベースで見れば量の確保策については間に合っているという話ですが、多くの自治体では横ばいか、あるいは下がるところも郡部では出てくる反面、都市部では、今申し上げたように、5年間で75%、2号、3号を増やさなければいけない。学童保育は倍以上にしなければならない。こうした状況もあるわけで、本当に首長としては、あるいは子ども・子育て会議としては財源が確保できるのかということがとても不安になっております。そういう意味では、そうした自治体も多いということを勘案していただいて、ぜひ財源の確保ということをお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、やはり新制度の目的が、こうした財源の議論や公定価格の議論が

行われている中でやや不明確になってきているのではないかと考えています。この計画自体は約11年前に厚生労働省のほうで素案、構想が出されて、それが7年前から具体的な議論に入って現在に至っているというように、10年越しの議論だったと記憶しております。その中で目標は大きく4つあって、1つは待機児童の解消。つまり、11年前に提案されたのは、これから第3次ベビーブームに入っていきに当たって、それを速やかに解消するためにこの制度を導入すべきだということで厚労省の研究会が提案をして、そして、そこで早く進めるべきだったのが諸般の事情で遅れてしまって今になっている。その間に第3次ベビーブームは終わりを告げようとしている。この時期にこの制度ができるという点では、遅きに失していると思います。

2点目は、親のライフスタイルによる子どもの育つ場所の分断を解消しようという点、これが幼保一体化ということになるかと思っています。これはいわゆるソーシャルインクルージョンの視点で、親の事情にかかわらず子どもが同じ場所で育つことができるような社会をつくっていかうということだろうと思います。

3つ目が、幼児期の教育の振興という。今まで述べた2つがいわば社会づくりということに対して、幼児期の教育の振興は人づくり政策としてこの幼児期の教育を進めていくと同時に質を向上させる、希望する子どもに3歳からの学校教育を保障するというもとの、社会づくりと人づくり政策を同時に進めるというのがこの制度の根幹だったと思います。

4点目が高齢者中心型社会保障から全世代型の社会保障にしていく。つまり、若者たちへの給付を厚くしていく。この4つの目的はセットで進めていかなければならないと考えております。

特に例を申し上げれば、よく言われております保育士の待遇向上。つまり、これが質の向上につながるわけですが、この待遇の向上がないと確保方策もうまくいかないというように4つをセットで進めていくということが必要だと思います。厚生労働省が所管するいわゆる社会づくり政策と、それから文部科学省等が所管する人づくり政策、この2つを合流させていくということが忘れられないようにしていかなければならないと考えております。

2点目ですけれども、それに関連してですけれども、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の解説案ですが、今ホームページに掲載されておりますが、これがいつ案でなくなるのかということをお聞きしたいということと同時に、早く参考資料として通知をしてほしいということを思います。最近私は、この教育・保育要領の研修会にかなり全国で研修を行っておりますけれども、驚くほど浸透しておりません。やはりその理由の一つに解説案がまだしっかりと出されていないために、さまざまな勉強会やあるいは民間の出版等が滞っているということが1つあるのではないかと思います。質の向上のためにも、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を幼稚園と保育所を相互に学び合うということが私はとても大切だと思っています。

いつか申し上げましたように、現場はお金だけで動いているわけではありません。どん

な保育をすべきなのか、その姿が見えてこない、あるいはまだ変わる可能性があるということになると、幼保連携型認定こども園に移行するということにためらいが出てしまうということがあるかと思っておりますので、いつごろになるのか、あるいは遅れているとすればなぜ遅れているかについて御説明をお願いしたいと思います。

3点目は、先ほど井奥代理人のほうからもお話がありましたけれども、今、計画づくりは保育、子育て支援分野だけで進んでいるわけではありません。障害児分野や社会的養護分野でもこの策定指針に基づいて計画づくりが進められています。特に障害児支援に関する量の見込みと確保方策についての記載は、障害福祉計画で努力義務とされています。つまり、ここに並んでいる特定教育保育施設と地域子ども・子育て支援事業の量の見込み確保方策のほかに、障害児支援の量に固有のサービスの量の見込みと確保方策、これもセットで検討されていかなければ、公表されていかなければならないと思っています。参考資料としてでも今日の場にあったほうが私はよかったと思っております。調査がなされているのかどうか、これは別の所管に内閣府でなく厚労省の所管という形にもなるかもしれませんけれども、それがなされているのかどうか、あるいは実施しているのならば、ぜひその結果についてもあわせて教えてほしいと思います。なされていないのであれば、今後ぜひ進めてほしいと思います。

また、あわせて、社会的養護や、あるいは県が作成することになっている障害児入所施設の量の見込み、確保方策、これらについても教えてほしいと思います。

少し長くなりましたが、以上です。よろしく申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮崎代理人、お願いいたします。

○宮崎代理人 全国市長会、三鷹市長清原の代理で参りました三鷹市子ども政策部の宮崎でございます。

まず、新制度の実施主体でございます市区町村の取り組み状況を御報告いたしますと、ほとんどの自治体が各種基準に関する条例案を9月議会で議決を受けております。その後、これから始まる12月議会には、三鷹市を初め多くの自治体が利用者負担に関する条例を提出しているようでございますが、国の予算が年内に決まらない、関連の政令が公布されないということから、3月に送る自治体も多いようです。そのような利用者には十分な説明ができていない状況の中で、来年度の入所に向けた園児の募集も既に始まっております。11月1日の幼稚園に続きまして、保育園もみなし確認の手続を経て、市町村の利用調整による入所受付を実施し、その手続の中で、新制度で導入された認定証の発行、こういったものもシステムの開発と並行して始まっているところでございます。

来年度予算の編成も新制度関連予算につきましては、公定価格の試算シートも活用しながら臨んだところでございます。ただし、29年度ベースの仮単価で組まざるを得ず、市区町村の中には現行制度の枠組みで組んだところも多いようです。また、消費税率の引き上げが先送りされたことによる予算見積り修正作業なども発生しているところでござい

ます。いずれにしましても、年明けに予定されている27年度の本単価の発表が待たれるところでございます。

さて、現在、多くの市区町村で事業計画の策定作業の最終段階にあるようですが、三鷹市におきましても、子ども・子育て会議に事業計画の策定状況を報告しながら、いただいた意見を反映して素案の確定に向けて議会に報告を行う段階となっております。確定した素案に対して年明けにはパブリック・コメントの手続に入り、調整後、子ども・子育て会議に諮問、答申を受けて年度内に策定する予定となっております。

本日の資料1に、都道府県を通じて市区町村計画策定の進捗状況の速報がまとめられています。その6ページを見ますと、市町村計画集計による量の見込みと待機児童解消加速化プランの目標数値の間には整合性がとれているようでありますので、市町村において確保方策が着実に実行されれば、計画期間内の待機児童の解消も現実的なものとして実感されるところでございます。

しかし、消費税率の引き上げが先送りされたことによりまして、恒久財源の確保が困難となっております。総理は来年度以降の子育て支援の充実を明言されているようですが、新事業計画が着実に推進できるよう、国におかれましてはしっかりと財源確保を進めていただきたいと改めてお願いしていきたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会の理事長の駒崎です。

ペーパーを提出しておりますので、それに基づいてお話しさせていただきます。ただ、量が多いので全て読んでいると時間がなくなりますので、かいつまんでお話しさせていただきますと思います。

まず、こちらの新制度に合わせて幾つかの認可外が、例えば東京都だったら認証保育所などが認可に移行しようということを今積極的に進められていますが、しかし、ある自治体において在園児配慮というのがしっかりとないという事例が報告されています。それは例えば世田谷区とか川口市とか福生市なのですけれども、要は認証保育所や認可外保育所が認可に移行しますといったときに、在園児の親たちに対して自治体が1回一旦全員出てください、申し込みし直してくださいということを言っているところがあるのです。親たちにしてみたらびっくりでして、何で出なければいけないのだと、出たら仕事はどうなるのですかという形になっていて、非常に慌てふためいているというような状況があります。

これは自治体としては国の制度にのっとって仕切り直してということをやっているということなのでしょうが、余りにもそれは在園児の配慮がなされていないということだと思いますので、しっかりそういったことがないように、既存の在園児が追い出されることのないように、Q&A等で配慮を求めるようなことをしていただけないかなと思いま

す。

また、小規模保育に関しても自治体のほうで余り新制度の運営基準と認可基準の違いとかを理解していない自治体等がありまして、認可保育所でマストとされている、いついかなるときでも保育所は2人以上置かなければいけないという部分が小規模保育の場合それが緩和されているのですけれども、それが伝わっていないというような状況がありまして、そのあたりもちゃんとQ&Aで自治体に告知していただきたいなと思っております、ということが新制度における自治体と国側のギャップみたいなお話でした。

次に、子育て支援員の研修についてです。子育て支援員の研修、今、一生懸命違う部会でお話しててまとまりつつあるのですけれども、ただ、来年の4月から始まるのですが、今はまだカリキュラムができていないという状況で来年の4月から始めましょうといても間に合わないので、移行期間をちゃんと設けてもらって、今の家庭的保育者がそのままB型で働けますとかとしていただかないと現場が大混乱になってしまうかなと思うのでお願いします。

ということと、あとは研修に関してなのですけれども、今、ワーキングチームのほうで、自治体自身が行うか、自治体が委託するかという話になっているのですが、自治体自身が行うというところすごくハードルが高いのです。きめ細かく研修を毎月やっていくというみたいなことを自治体はできないですし、また委託にするとときいろいろ競争入札しなければいけないとか、何だとか、全然話が進まなくなる可能性があるんで、現状と同様に指定制ですね。指定で事業者を指定して、ある外形基準に基づいて研修するのだったらそこをやっていいですよというようなフレキシブルな形にしていきたいなと思っております。できないと現場が回っていかないかなと思っておりますということです。

最後に、この一番最後に突発閉園時の救済スキームに関して、以前も提案したのですが、提案し直させていただきます。今回の量の見込みを見て、国の推定が潜在待機児童40万人というのは間違っていないことがある意味証明されたと思っております。そして、それがこの量の確保政策においては29年度で確保される。これはめでたいことだと思っておりますし、待機児童の解消というのが数年後に控えているということになると思うのです。そうなった場合、ポスト待機児童問題というものを考えなくてはいけません。つまり、子どもの数が減っている中で待機児童が解消されて、そうすると、定員割れをどんどん起こしていく保育園等が出てくるということですね。そうなったときに、経営が成り立たなくなると倒産するという保育園や幼稚園というのも出てくる可能性ももちろん出てくるわけなのです。

そのときに、もちろんそれはある程度は仕方がないと思っているのですけれども、しかし、例えば突発的に閉園してしまうとなると、明日から預け先がない、保育園難民になってしまう、困ってしまうという親御さんが出てしまう可能性だってあるわけです。現実には、数年前にMKグループという株式会社が突発的に保育園を閉園したという事例があります。そうなったときに、親御さんや子どもたちが困らないような救済スキームというのが必要

ではないかなと思っています。つまり、閉園してしまった園の近くの園がその園の子たちを受け入れてあげられるというようなスキームをあらかじめとっておけば、1つの園が例えば急に潰れてしまったとしても明日から行くところがないという状況は防げるのではないかなと思っているのです。とはいえ、そこの周りの園が定員数いっぱいを受け入れているという状況ももちろん考え得ると思うのです。そうなったときに、追加的に困った子どもたちを受け入れようというときに面積基準等があって受け入れられませんとなってしまうと保育園難民がただ出てきてしまうので、そうした緊急事態においては、時限的に、かつ特例的に受け入れることができますよというようなスキームを一応組んでおくという必要はあるのではないかなと思っています。

ただ、それが最低基準をなし崩し的に毀損してしまうみたいなことがあってはいけませんので、きちんとケースに分けて、そして時限的にちゃんとそういうふうなものをつくっておくということで、もし万が一そうした潰れる園が出てしまったみたいなときでも、親御さん、子どもたちは困らないということができるのではないかなと思いますので、この確保策の実証データが出てきて、ポスト待機児童問題を考えなければいけないというフェーズになってきていますので、当然そういったことも前倒しできちんと検討を進めていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 量の見込みと確保方策を全体まとめていただいてありがとうございます。全国の全ての市町村の潜在ニーズをこういうふうに把握し、国がそれをまとめ、全体を見える化した一覧を目にして私は本当によくここまで来たと、よくここまでやっていたという思いでいます。もう20年近く少子化対策を見てきて、高齢者の施策は15年ぐらい前からこういうふうになっていて、15年遅れて子どもがようやくここまで来た。今回のこのお仕事、大変な御苦勞だったと思いますけれども、それでもやはり15年遅れたということを認識して、ぜひ進めていかなければいけないと、自治体の皆さんにも国の皆さんにも頑張っていたいただきたいと思います。

その際、本当はこんなことをここで言うのはどうかと思っていたのですが、先ほど大臣がおっしゃったことですね。なぜ子どもの施策が進んでこなかったのか、15年も遅れたのかということの一つの反省材料として、子どもの世界の人たちの中の不協和音ということも私たちは反省する必要があると思います。業界ごとにロビー活動でそれぞれの施策を大事に育ててこられたということは歴史としてあるし、それは評価されるべきことだとは思いますが、子ども全体をどういうふうに守っていつて育てていこうという議論が始まっている中で、さらに業界が自分たちの業界のことだけをお考えになった行動や発言をされることが子どもの制度全体にとっては実はかなりのデメリットをもたらすということがここに来て起きているのではないかと。大臣はそのことを御指摘になったのだと思います。

日本の子どもたち全体のために自分たち専門職としてどういう責任を果たしていくのかという立場から、ぜひ子ども・子育て会議の中にも参加していただきたいし、新制度の推進にも関わっていきたいと思いますし、この子ども・子育て会議の中には保育所の関係者の方が3委員も、それから幼稚園の関係の方も3委員、こども園の関係の方も2委員とかなりの数の方が参加しておられます。その方たちは、日本の全ての子どもに対して責任を負って参加しているという観点からぜひ参加していただきたいと、これまでも期待していますけれども、今後特によろしくお願いしたいと思っています。

その上で、もう少し具体的なことですが、いただいた資料1の2ページに、幼児期の学校教育・保育のところで、1号認定と2号認定のことが数字であらわしていただいています。1号認定+2号認定の方全員を合わせるとこれだけの人数でということが29年度、31年度も合わせて出していただいている3～5歳の数字なのですが、これは3～5歳の子どもたちそれぞれの学年の子どもたち全児童を拾っている数字ということによろしいのでしょうか。それとも親が希望した子どもだけという数字なのでしょう。産まれてもない子どものことも含めて数字になっているので、今の段階での国としてのまとめの考え方で結構なのですが、日本のこれからのこうした制度のあり方として、全児童を対象とした取り組みにしていく必要があると思い、親が例えば就労もしていなくてさまざまなメンタルの問題もあって引きこもっている人だからとか、利用者負担ができないからといって家で子どもをずっと抱え込んだまま育てますというような人は、子どもにニーズがあっても親にニーズがない。その子たちのニーズは拾わなくていいのかということにならないで済むように、全ての子どもを拾うような考え方に持っていただきたいということを希望してお聞きしたいと思いました。

もう一つ、同じページの下のほうの3号認定のところです。0歳と1、2歳のところのニーズも全部今まで本当に潜在だったところを出していただいて、議論の土俵をつくってくださったことを感謝します。この数字なのですが、0歳のところがやはり多くて、0歳児保育というふうに変保育のほうでもいろいろとエネルギーがかかるところをどう考えるのかというのは、今回のこの新制度の制度設計を超えて今後の課題になるところであろうと思います。日本ではもう育児休業制度というものが一応あって、育休給付も引き上げていただくというところまで来ている。だったら、1歳になったら途端にもう職場に復帰すると、0歳児の保育が年度後半は多くなっていくというところが、ひょっとして、親と子どものニーズが1歳になったときの4月まで育休を取れるとなったら、保育所を使わずに自宅で子育てをしたいという人たちもいるかもしれないということを考えると、1、2歳のところからのニーズが高くなるけれども、0歳のところはもう少し抑えられるのではないかという気がします。その場合に、育休制度との接続の部分をどう考えるか。企業のほうの働き方、休ませ方をどうするのかというところの議論と合わせて見ていく必要がある。ここは非常に公的なコストも高くなる部分でもあり、もう少し考える必要がある。子どもにとっても愛着形成の大変大事な時期であり、慌てて職場に復帰しなければと母親

たちが不安を抱えているとしたら、安心して1歳クラスに入れるときまで休めるようにしてあげるといふことも1つかなと思ひ、今後の課題として提案したいと思ひました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

本日、委員の資料を提出しております。今回は日本保育協会、私立保育園連盟、全国保育協議会、全国保育士会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、7つの団体から、新制度の施行を目前に控えて、27年度から円滑に施行ができるような財源確保、またさらなる少子化対策の抜本的な拡充ということで意見書をまとめて今回提出させていただいております。保育団体それらを超えて、その形を含めて財源の確保については、皆様方と一緒に共有して進めていきたいと思ひます。

3点お願いをいたします。まず1点目、質問になります。公定価格と人事院勧告の関係についてお知らせをいただければと思ひます。今回の公定価格を策定する過程で、私は積み上げ方式と思ひています。そうであればこの公定価格は人事院勧告に対応していくと考へるのが当然だと私は思ひているのですが、現時点としてはそういうふうに考へるべきなのでしょう。また、将来的に積み上げ方式とか、報酬における方式とかあるわけですが、そういうことについてはどういふふうに考へればいいのかと思ひます。1点目です。

2点目は、意見です。10月24日の少人数の1号定員設定に対する加算要件のあり方につきまして意見を求められていると思ひます。今日はこのことが議題になるのかと思ひましたが、出ておりませんので、意見を述べます。今回基本的に全ての考へ方は質の高いほうに合わせていくということであろうと思へれます。予算編成時で再度検討ということではありますけれども、削除してしまうという考へ方というのはやはり基本的にないのではないかと。もしもそのような配置が同様に行われている場合においては、そこに加算をつけていくということは望ましいのではないかとと思へれます。

3つ目です。3つ目は意見とともに考へ方の整理をもう少ししたいのではないかと思ひますが、いわゆる認定こども園、また保育所におけます8時間と11時間の問題の問題について、今回の公定価格の策定に当たった場合は非常勤3時間と現在の延長保育の基本分を合わせて2人を対応しているという考へ方です。もちろん、11時間から8時間の間の3時間を単純に2人で置けという考へ方ではなくて、それを今までのような形である程度出勤時間を変えてという形を考へていると思ひます。しかしながら、これが27年度から施行しなければ、確かな数字を出せないことを前提条件にお話をしますが、例えば現行の保育所で20人の場合。171人以上の場合だと約9倍ぐらいの差があるわけ。そうすると、もしも半分の子どもが11時間だといふときに、20人の施設でも171人以上の施設でも、基本的に来るお金というのは変わらないのではないかと。そうすると、そこに

例えば171人を単純に半分に割って100人近くもいるということと、10人ぐらいしかいないということに対する不合理さということについては、そこだけを見ると明らかに差があるのではないか。

今、私がおっしゃっているようなことを非常に危惧している方々がたくさんいて、そういうことに関しては、その部分に関しては本来であればやはりその時間にどういう子どもがいて、それに配置をする基準に比した保育教諭や保育士を置くということが基本であるとは思いますが、そういうことの危惧が考えられます。そこに関しては例えばそのことによって事故が起こるなどということも考えられます。結果的にそれが要因であるということも考えられることが初めからわかっているので、これらの不備に対して何らかの補填をしてあげなければ、ある種大きなところはその3時間の差を埋めることができないのではないかと思うのですが、この件についてはいかがでしょうか。

人事院勧告のこと、1号加算のことと8時間、11時間の問題の今考えられることについて述べました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤秀樹委員、お願いいたします。

○佐藤（秀）委員 全国保育協議会の佐藤です。

今回、市町村子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」の調査集計結果をお示しいただいたことに感謝申しあげる。この新制度を進めるに当たっては、全ての子どもたちの育ちと保護者への子育てを支える仕組みとしての利用者支援事業は大切なポイントとなっているが、新規事業のため、利用者向けのニーズ調査では、利用者が具体的にイメージすることが難しかったのではないかと。

調査結果にもとづいた量の見込みが参考資料3ページにあるが、所要額の積算に当たって、最終的には2中学校区に1か所程度、29年度は3中学校区に1か所程度のイメージで示されたかと記憶している。この29年度の確保方策に「その他」928か所とあるが、これは何をあらわしているのか、ご説明いただきたい。今後、制度が始まり、確保方策に示された以上にニーズが増えていくことが想像できるが、制度が進むなかで量を増やしていくという考え方でよろしいのか、あわせて確認したい。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

先日、私ども協議会で各自治体の家庭的保育者が集まって情報交換をしたところ財源に対する不安が多く出ました。説明会は多くの自治体が開いてくださるのですが、肝心の予算の話が余り上がってこないのととても不安になっています。ぜひ財源の確保をお願いいたします。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、藤原代理人、お願いいたします。

○藤原代理人 代理の藤原でございます。

2点質問させていただきたいと思います。

1点目は、まだ集計途中ということなのですが、量の見込みと確保方策、これを市町村ごとの数字を公表される予定はあるのかどうか。公表されるのであれば、いつ誰がどのような形で公表されるのかということをお聞きしたいというのが1点目です。

2点目としまして、この確保方策、いろいろな事業体といますか、保育サービスの事業体があると思うのですが、具体的に事業所内保育所等が含まれた市町村があったのかどうか、地域枠をどのように設定されていたのか関心がありますので、もしあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私からは、意見として2点申し上げます。

資料1と参考資料で示していただきましたように、事業計画の「量の見込み」、それから「確保方策」についての調査集計に関しては膨大な作業だったということで大変感謝を申し上げたいと思います。また、待機児童の解消に向けた努力をしていただいていることも認識をしているところでございます。

その上で、1点意見になりますが、参考資料の中には「確保方策」として、認可外についても「運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている」とされていまして、ここに入っているわけです。がしかし、保護者の中にはやむなく認可外に預けられているというような方もいらっしゃいますし、潜在的な待機児童問題についても非常に問題意識を持っているところです。したがって、いずれは認可の保育所にしていけるよう、同時に質の改善も目指す必要があると思いますので、このあたりにも目を向けて促進させていくという視点をぜひ今後検討していただきたいということが1点でございます。

もう一点は、冒頭、有村大臣から財源確保についてということと、来年4月のスタートは予定どおり実施するという力強い言葉をいただきました。消費税10%の引き上げの延期ということで、私たちも新聞等をいろいろ見ながら、どうなるのだろうかという不安もございました。また、自治体の事業計画にも大変支障が出るのではないかとということで懸念をしていたところでございます。

したがって、力強い発言にもありましたように、しっかりとした財源確保をぜひお願いしたいということと、そのときには、量の拡充とともに、やはりそこで働いている保育士の専門性の確保・向上や処遇改善のための財源もしっかりと確保するという方向で

ひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、木村代理人、お願ひします。

○木村代理人 ありがとうございます。全国認定こども園連絡協議会の木村です。

この会議の冒頭、有村大臣から大同団結をして今一緒に取り組んでいくべきだというお話がありました。全く我々の会としてもそのとおりと認識をしておりますし、今後もそのように進めていきたいと思っております。

今回の資料について取りまとめをいただいたこと、大変御苦勞があったかと思ひますし、感謝を申し上げたいと思ひます。その中で1点、意見として言わせていただきたいところがありますが、参考資料で、0歳、1歳、2歳の量の見込みと確保策において、0歳児が平成27年22万7,000人から平成31年には23万2,000人。平成25年の実績は17万5,000人から平成31年の23万2,000人を見ると、5万7,000人が増えています。これを3人の子どもたちを1人の保育士で見た場合に1万9,000人の保育士が必要になってきます。また1、2歳についても15万1,000人が増えますので、6人の子どもたちを1人の保育士で見た場合、2万5,100人。合わせると4万4,100人ほどが保育士として必要になってきます。このことについては、幼稚園教諭や保育士、家庭的保育等の研修を受けて、さらなる充実を図っていくと思ひますが、これを事業者だけで確保しようとする、非常に難しいところが出てくるのではないかと思ひています。

今回の新制度の中で都道府県の役割として研修というのがありますが、もしできるならば、この教職員の確保であったり、そういった大きな窓口を都道府県、特に過疎地の市町村では教職員や保育ママ等の人材を確保するというのは非常に難しい状況が予想されますので、今後、この量の確保等についての事業計画等があった場合、研修であったり、教職員の確保という部分もできれば数値化していただければと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、古渡委員、お願ひいたします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の副代表の古渡です。

まず、量の見込み、集計に対して本当に事務方の方、御苦勞さまでございました。今、連絡協議会の木村先生からお話がありましたように、保育士、教諭不足という観点で考えますと、公定価格その他のお金としてはあるけれども、人材がないという可能性が出てくるのではないか。ここは本当に国を挙げてぜひ解決していただきたい問題かなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、量の見込み、確保の観点で先ほど何人かの委員の先生からありましたけれども、やはり27年度からスタートがかかったときに、やはり今後のいろんな周知その他もろもろが入りますと、多分かなり数値のぶれが出てくるのではないかなとは予想があるのではな

いかと思っています。そういう意味では、今後どういう観点、定期的な見直しの方法とか、もし御検討であればぜひ教えていただきたいと考えております。

3点目なのですが、先ほど坂崎委員のほうからありました認定こども園における1号認定こども園の少人数の定員設定に関する問題ですけれども、まず新幼保連携認定こども園の基準の中で1号、2号認定を一体的に保育するという条文が多分あります。ということは、新幼保連携認定こども園におきましては、1号認定が少なくとも2号認定と1号認定が一体的な保育をせざるを得ないのではないかと考えております。そういう意味では、1号と2号の合計の人数でのクラス編成、学級編成、その発想をきちんとそこに入れておかないと、せっかく新幼保連携に移行したいと思っている方たちが逆に1号の子どもを入れなくていいよと簡単に話がそういうふうになってしまうとか、逆に1号、2号を一体的という制度上つくってきた基準が曖昧になってしまうと思いますので、そういう意味では、もう一度1号、2号認定の一体的な保育という観点での公定価格加算についても御検討いただければと思っております。

あと最後に、ここまで何度か認定こども園の返上問題等々がありました。確かにある程度の收拾はつきつつあると思っておりますけれども、やはり平成18年から認定こども園がスタートして一生懸命やられてきていた認定こども園の人たちが今後とも返上等々がなされないような御配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、お願いします。

○北條委員 全ての子どもを支援の対象とするという方向で皆が結束しようということにはもちろん賛成であります。しかし、現在は子育て支援の対象から我々は除外されていると思います。排除しておいて大同団結というのはあり得ないということでございます。これは意見でありますから、お返事は不要でございます。

ニーズ調査の件でありますけれども、私も地元でいろいろな作業を聞いておりますが、ニーズ調査を実施した結果は、相当過大な数字が集計結果として上がってきていると承知しております。上がってきた数値が単純に集計しますと余りにも過大であるので、各市町村が圧縮に努めている。伺いたいのは、その圧縮の仕方にルールがあるらしいのです。国のほうでこういうふうに圧縮していいよというルールがあるようでありましてけれども、しかし、自治体によっては、国の認めている圧縮ルールでも、とてもではないけれども、実現できないという強すぎる数字が出ているために、独自の判断で強烈的な圧縮をかけているという実態がございます。とりわけ④、⑩、⑪の事業については、そういうことが見受けられています。

次に、今後のニーズにどう対応していくかという観点でありますけれども、これは育休の推進ということとセットでなければならぬはずでありますし、育休の推進とセットであるということはこの会議で確認されてきたはずでございます。総理は3年間の育児休業

を目指すのだということを公表されておられます。また、私もいつの話だか明確には覚えておらないのですが、少なくとも10年以上前の話でありますけれども、社会保障審議会に呼ばれて意見を申した折、当時の厚労省保育課から係長さんがお二人お見えになって、相当長時間にわたっていろいろなレクチャーを受けたことがございます。その折、当時の保育課としては、育児休業は3年を目指すのだと、これは必ずやりますと。そうなれば、0歳児保育というのは不必要になる。保育課としては、保育所は1歳児からしっかりした保育をしていくということを考えていますというお話がありました。大変感銘を受けましたし、正しい方向だと思っておりました。

しかし、その後の経緯を見ますと、その方向とは残念ながら異なって、0歳児をどんどん増やすというようなことがなされている。これはお母さんを労働市場に引っ張り出すにはいいかもしれませんが、しかし、子どもにとっては極めて迷惑な話であります。子どもの立場になったら、こういう施策というのは継続してはいけないはずであります。少なくとも0歳児保育を今後縮小していくという方途を育児休業の充実とセットにして示すべきだと思います。

以上であります。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。ありがとうございます。

3歳児認定の見込み人数についてですけれども、特に0歳児については、平成25年度に比べて29年度は5.6万人増えています。これに対する確保方策が出されていますけれども、それも非常に大事なことだとは思いますが、今後、ライフ・ワーク・バランスの推進と充実を同時にしていくことによって、家庭で子どもを育てる環境を整えていくことも非常に重要な課題だと思っています。

また、親が安心して自分の子を育てることができるような育児休業制度の充実、これは1年と言わず、今、北條先生がおっしゃいましたように3年を目指してぜひ充実をしていただけたらありがたいと思います。これは私個人の考え方ですが、やはり小さいころは母親の手で育てるということが、子どもにとってはとても重要なことだと思います。そういう意味でも、せめて3年は我が子を我が手で育てるという施策に向かっていたいただけるとありがたいなと考えています。

また、この確保方策に出されております数ですと、大勢の保育士がさらに必要になってきます。保育士の人数確保が、現在でも難しい中で、さらに困難になることと思いますので、その対策について今後の課題があると思っています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

山口委員、お願いします。

○山口委員 社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

厚生労働省に対して1点質問がございます。その前に、これは個人的な感想ですが、冒頭、大同団結のお話がありました。それはそのとおりであります、珍しく私も北條委員に共感したものがあまして、幼保連携型に関して株式会社は参入できない、そのように排除しておきながら大同団結はないだろうと同じような気持ちを持ちました。これは余談でございます。

以前、御指摘させていただきました居宅訪問型の事業、例えばベビーシッター等に関しても、労働基準法上、6時間を超えて派遣する場合は、休憩を挟まないといけない。そうすると、1人のシッターなりケアをする職員が6時間以降は預かれないという事態が起きるために、これを何とかしていただきたいというようなお話をさせていただきました。例外規定があって、消防士であるとか、警察官であるとか、職種によってはその限りではないというような例外規定がありました、この保育の分野でも例外規定の中に入れるようお願いをいたしました。多分1年以上になるかと思えます。それを厚生労働省の部局内でもうこういった話を投げている。つまり、調整中だというような回答を随分前にいただいたわけですが、それからどうなったのでしょうか。全く忘れ去られたような気がして仕方ないのですが、そこの点を御回答いただきたいという1点でございます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ありがとうございます。先日、経済財政諮問会議の点検会合で意見を表明させていただく時間をいただいて行ってきました。私の意見としては、消費税を予定どおり来年10月に引き上げて、子ども・子育て支援新制度などの社会保障の充実を図るべきだという発言をしてきたわけですが。意見を言った人は45人いたわけですが、そのうち30名が予定どおり引き上げるべきだということでありましたが、結果的に18カ月先送りという判断と、解散総選挙という形になってしまったということ、非常に残念でなりません。

ただ、決められてしまったことなので、これからどう前を向いて進めようということになると思いますが、冒頭、有村大臣からも予算確保を最大限努力するという発言がありました。あとは大同団結ということもありましたけれども、もちろん、この場において各業界が大同団結だということもありますが、ぜひ政党間、もちろん国会においても建設的で速やかな議論が行われることを望んでやみません。

中身のほうですけれども、今回、資料において進捗状況が出てきたわけですが、保育の量の見込みと確保方策について事務局の方々にまとめていただき、ありがとうございます。量は予算で確保していくということだと思っておりますけれども、それに対応する人材をやはりどう確保するかということがこれから問題になってくることだと思います。先日、陸前高田に行きまして、保育所の方に話を聞いたのですが、やはり若い人材が東京などの大都市に吸い寄せられてしまっている、確保はなかなかできないという話も聞きました。しっかりそこについても用意するのだけれども、しっかりその人材がという

ところが連動していくように予算措置をしていただければと思っております。そのためには当然質の部分ということで賃金を引き上げたりということも当然必要になってくるということだと思います。

あとニーズ調査についてですけれども、国が示した調査票をもとにして各市町村でつくり変えるなどして活用されていると認識されておりますが、国が示したものについて使いにくいという声やニーズを十分に把握できていない。先ほども乖離という問題もありましたが、つまり、実際の数との誤差が生まれてしまうという状況になってしまうということに結果的に現時点でなっているかなと思います。市町村においてニーズ調査の問題点や量の見込みと実際の数値に乖離があるものについては、当然内閣府でその情報は集約すると思いますが、その情報をこの会議の場において公表するなどしてブラッシュアップできる仕組みを構築していただけたらと思っております。そこは今後この会議の場においてもしっかり議論できたらと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○佐藤（博）委員 育児休業のことが出たのですけれども、少しその事実確認だけなのです。1つは、閣議決定されている文書とかそういうもので育児休業3年などという議論は、公式文書にはまず第一にありません。間違っただけで伝えられるというのは結構多いのですけれども、現行でいうと、育児休業あるいは短時間勤務を3歳まで希望する人は取れるように、というのが正式文書です。これが時々3歳まで育児休業と誤報で新聞社が書くということです。ですから、基本的に書かれているのは育児休業あるいは短時間勤務を希望する人は3歳まで。現行法で育児休業は1歳までですから、育児休業が3歳というのはどこにも書かれていないのです。そういうふうにしたほうが良いという議論があることは否定しませんけれども、これは全て閣議決定されている文書等々に出てくるものです。

あと2番目で、確かに0歳児で預けて復帰する人がいるのですけれども、現行法では1歳までとれるわけですし、保育園等に入るのは半年延ばせるわけですから、基本的には1歳になるまで育児休業等々で復帰できるような仕組みにはなっています。ただし、実際0歳で預けて復帰する人もいるわけですが、理由で一番大きいのは、1歳までだと保育園に預けられないという方が大きいわけですね。0歳でないと預けられないで早めにとというのが非常に多いです。ですから、1歳で確実に預けられるということであれば、0歳児を預けて復帰するというのが減る。あともう一つ、確かに一部あるのは、研究職等でやはり非常に技術の進歩が激しいので、実際3歳まで取ったら仕事ができなくなる。だめです。女性活用にマイナスになります。御本人もそう判断して、できれば早く復帰したい。もちろん、お子さんの子育てもちゃんとやるけれども、早く復帰し、あるいは短時間勤務という女性の判断、短時間勤務の間、早く復帰するというのがほとんどだというのは事実です。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、追加で御質問。

○北條委員 今、先生がおっしゃっていたことは、法的にはそのとおりだと思います。公式文書に3年間などということは書いてありません。しかし、総理がおっしゃったことというのは事実であります。また、研究職等で3年育休を取ったら復帰できないというのは、それは部分的にはあるかもしれませんが。しかし、例えば東京都は3年間の育児休業を取れるようになっております。既にこれは3年間育児休業を取っている人がたくさんおります。ですから、先生のおっしゃったことを全面的に承服することはできないことを申し上げます。

○無藤会長 どうぞ。

○佐藤（博）委員 余り長くなりませんが、自治体は3年まで育児休業を取れるようになっています。ただし、これはいきさつがあります。なんで公務員のほうが育児休業を3歳まで取れるようになっているかということ、もともとは民間で3歳まで選択的措置義務で短時間勤務が入っていたときがあるのです。このときに民間の大企業等は短時間勤務を入れたのです。なので人事院などが調査すると、公務員も短時間勤務を入れるということ考えたわけですが、そのときに公務員に短時間勤務という制度がなかったのです。部分休業。これは細かく説明はしませんので、そういう部分休業は非常に使いにくいということで、民間のほうの選択的措置義務の中にも短時間勤務、フレックスや育児休業を3歳まで伸ばしております。つまり、短時間勤務を入れられないので育児休業を3歳までにしたのです。ただし、その後、短時間勤務が公務員も入ったのです。ですから、本来であれば育児休業3歳というのは実際経緯からするとおかしな話になります。経緯だけです。

○無藤会長 解説としてありがとうございます。

それでは、事務局からいろいろとお願いいたします。

○長田参事官 それでは、まず私から2点ほどお答えさせていただきます。

まず、奥山委員からございました国の今後の予算のスケジュールの見通しでございますけれども、今般の選挙スケジュールというのを考えますと、通常 of 年末予算編成は、越年編成になるということはほぼ間違いないだろうと思っておりますが、いずれにしても選挙というプロセスがございますので、その後に新内閣が発足するわけで、そこで改めて判断をされることですので、なかなか現時点で見通しということをおし上げることは難しいかと思っております。

ただ、いずれにしても、自治体、事業者にはいろいろ御準備をいただく必要もございますので、井奥部長からも御指摘がございましたように、一定の情報が得られ次第速やかに情報を共有できるように努めたいと思っております。

何人かの方からいただいた計画の見直しということでございますけれども、今回の計画というのは潜在的な需要もしっかり見込んでいくということに非常に大きな意義がありま

すが、ただあくまでこれは潜在的なものというの見込みでしかないわけでもございますので、当然見込みと実態というのはズレが生じ得るということであろうかと思えます。ですので、毎年毎年その状況というのは検証していくということと同時に、必要な場合に見直していくということは極めて大事なことだろうと思っております。その点については既におまとめをいただいた基本指針の中でも点検を毎年毎年していくということと、特に計画期間は5年間でございますが、その中間年においては中間的な見直しを行い、場合によっては必要な見直しを行うということも明記をさせていただいておりますので、それを踏まえて、しかるべく対応を国としても指針等を示していきたいと思っております。

○無藤会長 では、お願いします。

○竹林少子化対策企画室長 それでは、計画関係の御質問につきまして、私のほうから幾つか答えさせていただきます。

最初に柏女委員のほうから、障害児や社会的養護の計画の状況についての御質問がありました。ここは基本指針をつくる際には同じタイミングで実施する障害児の計画についてもいろいろな連携をとるよとということもやったり、計画をつくる段階での連携というものはこれまで意を尽くしてきたつもりなのですが、実際の計画の進捗状況はどうなっているのか。私どもの計画をこの会議に出すのも手一杯な状態にして、そこの視点が抜け落ちていました。また、担当部局のほうに状況を聞いて、何か御報告できるような状況になっていれば、次の機会にでも御報告させていただきたいと思えます。

榊原委員のほうから、3歳から5歳でニーズの見込み方についての御質問がございました。そこはほかの委員のこととも全体がつながると思うのですが、今回量の見込みの算定に当たって、どういうふうな作業をしているかという、これは自治体によって時期は変わりますけれども、大体去年の秋、冬、遅いところは今年の春にかけて、その時点の0歳から5歳のお子さんを持つ御家庭にニーズ調査を送っていただいている。もちろん、自治体の規模もありますけれども、多くのところは全数ではなくてサンプル的にお送りをされている。そこで各保護者の方にニーズ調査、記入をさせていただいて、それをもとにつくっているということなのです。そのニーズ調査のほうには、国のほうからお示した様式では、このニーズ調査の目的は子どもの発達、子どもが健やかに成長できる社会を目指すのが法の趣旨ですと、そういったことなども書いてはいますが、とはいえ記入している人は親ということなのです。

その上で、まずは利用意向率みたいなものを出す。共働き家庭、そして、これから働きたいという潜在ニーズも含めた潜在共働き家庭、そして専業主婦家庭みたいなものがあったら、それぞれ保育所の利用希望、幼稚園の利用希望みたいなものを聞いて、かけていく。ですから、そういう意味では3歳から5歳のお子さんに該当していても、保護者が幼稚園、保育所の利用希望があるというところに丸をしなければ、実はそれは抜け落ちてしまう。子どものことを考えて書いてくださいとは言っておりますが、あくまでも記入する方が保護者であるということは、これはもうそういうことになっている。そうやって把握された

ものを今度はその各年度のそれぞれの市町村の将来の年齢別の児童人口の見込みがあるのでそれにかけていく。5年後であれば今よりも少し減ったような子どもの数があって、それに利用率をかけて出していくというスタイルなのです。ですから、まだ生まれていないお子さんのことまで含めて聞いているのではなくて、今の状況の利用意向に将来のマクロの人口をかけて何年後かの姿を出しているという形なのです。

ただ、1号から2号、若干減少傾向にあるという話をしましたけれども、実際の子どもの減少度合いはぐっともっと下がってしまっていて、利用率という意味では微増はしているので、そういう意味では、100%までは多くの自治体はっていないと思いますけれども、今ですら例えば5歳であれば97%のお子さんが幼稚園か保育所かどちらかには行っているわけですが、そこからさらに少しは伸ばしていこうという形の量の見込み、利用率にはなっている。ただ、恐らく100%というところまでは全自治体で届いていないのではないかと考えております。

何人かの方から育児休業の取り扱いについての御質問がございました。説明でも申し上げたとおり、私どもとしては育児休業の推進、これは非常に重要だと考えております。この見方なのですけれども、資料の6ページのところに、右下に右枠囲いで利用率のデータがございます。0歳児が先ほど11.4%から伸びて16.1になっているという御説明をいたしました。やや技術的になりますけれども、先ほど申し上げましたように0歳児というのはその年度末まで0歳児クラスにいるものですから、例えば4月の早い時期に生まれたお子さんというのは、MAXで2年ぐらいいる可能性があるわけです。1回4月の初めに生まれて、次の年の4月に1歳になるけれども、その年度末ですからほぼ2年ぐらい最大で利用可能と。逆に3月の末ぐらいに生まれたお子さんというのは、次の3月の末で1歳になったらすぐに1歳児クラスに入りますから、マックスで1年ぐらいしか利用できないということで、そうすると間に生まれるお子さんもいるので、平均すると1.5年ぐらいが最大利用期間なのです。ですから、1.5年のうちでどうなるか。

この1、2歳児で46.5%と書いてありますけれども、仮に全員が1年きっちり育児休業を取れば何が起きるかということ、平均で1.5年の利用期間のうち1年は育児休業をとって、残りの0.5年分、つまり3分の1分保育所を利用するということになるので、1、2歳児の利用率の3分の1が0歳児であればきっちり全員が1歳、1年間取って、残りの平均半年を保育所を利用している姿だということになるのですが、大体この数字は3分の1ぐらいになっているわけです。現実には、1歳を超えてもっと長く育児休業を取っている方もいらっしゃるでしょうし、逆に家庭のいろんな御事情もあって1年取れない方もこれからもいらっしゃるかもしれません。ですけれども、このでき上がっている数字につきましては、おおむね1、2歳児の3分の1になっていますから、平均的な姿としては育児休業をほぼ1年丸々として、残りの期間、保育所に入れるようなキャパを用意しているような数字になっているわけなのです。個別の自治体がそこまでお考えになっているかどうかまではわかりませんが、全国集計値としてはそのような結果が出ているということですのでござい

ます。引き続き育児休業の充実に努めてまいりたいと思っております。

利用者支援事業についての佐藤委員からの御指摘がございました。実は御案内のとおり、利用者支援事業は新しい事業で、ほとんどの保護者には周知もまだ去年の秋の段階ではほとんどどんな事業かということもイメージがないと思われましたので、ニーズ調査にも利用者支援事業という形では聞いておらず、一般的な相談支援を利用したいかという形で聞いているのです。計画策定に当たっては、国のほうからそのような利用者の相談への希望を勘案しながら、国としては3中学校に1カ所、ないし2中学校区に1カ所というイメージを持っているので、それを踏まえて量の見込みを出していただけないかという取り扱い方針をお示しして、その結果挙がってきているものが今回のものであるということです。

やはり新規事業ですので保護者のみならず、市町村の方にとってもまだ意義や必要性が必ずしも浸透し切れていない面があるかと、そういうふうには自覚はしております、今後とも国としては制度の意義や必要性についてしっかり周知をし、市町村に本事業の充実を図っていただくように要請してまいりたいと思っております。

藤原委員のほうから、市町村ごとの数字を公表する予定があるかということで、市町村によっては御自分の判断で子ども・子育て会議にかけ、そして結果を公表するというところはたくさんあるかと思いますが、国として今私の手元にいただいたものをそのままの形で公表することは今の時点では考えておりませんでした。正直言って、数からいうと一部の自治体だと思えますけれども、とてもこの数字が普通の数字ではないというようなものをたくさんいただいておまして、それは本当に個別に電話をかけて、これはどうしてこういうのが出てきたかという、幾つもの桁間違っていましたとか、違う事業の数字を出してしまいましたというのはまだある状態なのです。ですから、少なくともそういった精査な作業を完全に置いてからでなければなかなか技術的には難しいし、各市町村が基本的には御自分で判断される話だとは思っておりますので、その辺の動向も見ながら検討させていただきたいと思っております。

また、事業所内保育施設については、当初、私どもが各市町村の計画のガイドラインをお示しした際には、事業所内保育という形でちゃんと計画に記載してくださいというお願いはしておりませんで、地域型保育事業全体としてのお願いをしておりました。今般、集計をする際に、お願いはしていなかったけれども、そういう区分けをしたところは参考情報として書いてくれませんかとして投げましたが、ほとんどの市町村から、地域型事業の中の仕分けというのはいただけてない状況でございます。

北條委員のほうから、国のほうで量の見込みを圧縮するようなことをお示しされているというお話がございましたけれども、ここについては圧縮という言い方はあれで、いろいろ自治体のほうで適切な量、適切なニーズを見込む際になかなか自治体だけの情報では十分できないので国のほうで何らか追加の情報をいただけないかという要請があり、その代表例が育児休業の関係をどのように0歳児の量の見込みに反映していくのかということ。ニーズ調査だけでは十分とれないような部分がありましたので、私どもマクロ統計などを

提供したりもしております。そのような形で、あくまでも国のほうでやっていることというのは、より実態に近いだろう、より正確だろうと思われる量の見込みを詳しく算定する方式を自治体のリクエストに応じて追加でお示しすることを繰り返してきたということでございます。

その上で、各市町村のほうでニーズ調査の結果あるいは国の示したものをそのまま使われているところもあるし、子ども・子育て会議で議論していただいて、その地域の事情を加味して、その独自の考え方をつくられているところもあろうかと聞いていますが、私どもとして説明責任は果たしていただくように十分お願いをしているところでございます。

というところで、大体御質問は以上かと思えます。

○無藤会長 お願いします。

○朝川保育課長 続いて、保育課長でございます。

何点かございますが、まず最初に柏女委員を初め何人かから量の拡充と財源確保の関係について御意見、御質問をいただいておりますのと、一部マスコミ報道で少し誤解を招く報道もされ始めていますので、少し数字の意味合いを確認させていただきたいと思えます。資料1の6ページ目でございます。

今回、保育のところの数字について集計をしたわけですけれども、まずこの数字の意味合いなのですが、6ページ目の右下のところを見ていただきますと、緑の箱四角があります。このニーズの積み上げの結果何が達成されるかといいますと、典型的には1、2歳児のところに注目していただければよろしいかと思えますが、利用率は46.5%、現在35.1%ですので、かなり1、2歳児について利用率が高い数字が達成されているという数字でございます。

緑の箱のちょっと上に括弧書きで29年度267万人という数字がありますが、これは3～5歳も含めて全ての保育の受け皿の数ですけれども、この267万人が達成されますと、もうかなり利用率は高いところにきますので、その意味で潜在需要はかなりほぼ受けとめられるであろう水準がこの数字であるということがまず1点目でございます。

この267万人を目指して、平成24年度は227万人でしたので、その差引が40万人ということでございます。昨年度と今年度、約20万人整備してきましたから、残り3年間で20万人、21万人の整備をしていくということになります。これが達成可能なのかどうかという点なのですけれども、待機児童対策は従来から十数年やってきましたけれども、ここ数年かなり加速化が進んでいまして、平成20年代の前半の保育の受け皿の拡大量は、大体1年に4万人とか5万人、そういうペースで推移してきていますけれども、この左下のところを見ていただければわかるのですが、昨年度と今年度は、7万人あるいは12万人というかなり大規模な保育の受け皿整備が進んできているのがこの2年間の現状でございます。2年間で20万人はほぼ達成しますので、残った3年間で20万人というのは、必ずしもものすごい非現実的な数値目標ではなくて、かなり現実的に達成可能な数値であるということも言えると思っております。

したがって、一部報道はされているのですけれども、参考資料のほうの2ページ目にこれは3号認定ですから、3歳未満児のところのですけれども、29年度が一番上の欄の数字を見ていただきますと、116万人という数字がありまして、これはニーズベースの数字で、その下に111.4万人という数字がございます。ここに5万人程度の乖離がございますが、この確保策というのは整備目標、整備計画のほうの数字ですけれども、仮に確保方策ベースで5万人少ない数字だということになりますと、残り3年間で15万人ということで、1年に直しますと5万人というペースですので、これだと従来どおりの保育の整備ペースでございます。決して今の市町村はそういうペースで大都市部中心に整備していません。もっとかなり精力的に整備を進めていますので、この116万人のほうの数字が十分達成可能であるということとは言えると思っています。これがまず1点目、言いたいことです。

あともう一つは財源確保との関係ですけれども、財源確保も運営費と整備費を分けて考えていただく必要がございます。保育の受け皿を増やしていく、まずそのきっかけになりますのは施設整備をするというのが王道になるわけでございます。この施設整備に係るお金は運営費とは異なりまして消費税財源を使ってやっているわけではございませんので、今回、消費税の税率の引き上げが延期になっている影響は基本的には受けません。そういう意味でも受け皿を拡大していくという意味での財源確保は心配がない状況にあると言っているのではないかと思います。

その上で、運営費については、これは新しい子ども・子育ての支援法のスキームでは、お子さんが給付の対象の施設を利用しましたら、義務的に市町村はお金を出す仕組みになっていますし、国も県もそれに確実につき合う、義務的に負担をするという仕組みになっていますので、そういう意味でも財源確保について心配な点はありませんので、あとは量の拡充、質の確保、これのトータルとしての目標額をちゃんと確保していくということが別途ございますけれども、今回消費税が延期したことに伴う財源確保が量的な拡充のところで心配が生じているかということ、そういうことはないということでございます。

次に、駒崎委員から紙でも出していただいた何点かでございます。

まず、認可外の施設に入ってもらっしゃるお子さんが、その施設が今度認可になることに伴って退園を迫られるケースがあり得るというお話でございます。この点については、やはりもう既に保育を受けていらっしゃる、その継続利用の配慮への必要性というのはやはり高いと思っておりますので、そういったことを踏まえたQ&Aなども考えていきたいと思っています。

あと、子育て支援員について経過措置、カリキュラムを新しくつくりますが、経過措置が必要であるという点については、私どももその点は十分認識してございますので、経過措置をしっかりと講じていきたいと思っています。

あと、突発的な閉園時の救済スキームの件につきましては、今後、量的拡大が進む中、一方でだんだん地方から人口減少の影響が出てくるということの問題意識は共有しておりますので、そういったことを踏まえてよく検討していく必要があると思います。小規模の

点についても含めて重要な御指摘ということでよく検討していきたいと思っております。

あと坂崎委員から公定価格と人事院勧告の関係についての御質問がありました。保育所運営費については現行制度上、運営費の単価のところで保育士さんの単価が公務員の人件費の俸給表にリンクした形で設定されているというのが現状でございます、これまでも人事院勧告の変動によって下がるときに下がる、上がるときには上がるということで見直しがされてきております。

今年度、人事院勧告についてはプラスの勧告がされておりますので、私どもとしてはそれを踏まえた対応をまず今年度について対応していく必要があるという認識のもと、取り組んでおりますが、この点については予算との関係がございますので、現時点で確定したことは申し上げられる段階にはなっておりません。

これが公定価格との関係でいきますと、もし仮に今年度人事院勧告でプラスだということによって保育所運営費の単価がもし上がるということになりますれば、そこは公定価格の発射台に影響してくるということになります。当然これは人件費のアップにつながるものがございますので、もし、この価格、単価が上がった場合には、それぞれの園においてしっかりと給与に反映していただく、そこも重要だと思っております。

あと坂崎委員の8時間、11時間の問題でございます。これまでも保育所におかれましては11時間開所ということで私どもからお願いをし、それにしっかり対応してきていただいた、その御努力に感謝を申し上げる次第でございますけれども、今回、質の改善ということで一定の前進をさせていただいているところでございます。この3時間のところ、8時間と11時間の差の3時間のところについては、マクロの実態としては、お子さんが必ずしも全てその3時間にいるという実態ではなくて、徐々に減っていくという実態もあるということ踏まえて単価設定に反映をさせていただいているところでございます。ただ、一方で、先ほど坂崎委員も例示を挙げられましたけれども、個々の園ごとに見ると、必ずしもそれでは十分ではないという園があるのかもしれないので、これについては不断に質の改善を図っていく中で検討をしていくべき課題と認識しております。

高橋委員から、確保方策、参考資料の例えば2ページ目の1、2歳児の一番下の欄に、確保方策のほうに認可外が入っていることについての御指摘がございました。この点については、数字自体は経年的に減っていくという数字が出てきております。私どもの政策努力として、認可外の認可化移行といったことも取り組んでございますので、出きる限り多くの園が認可に移行していただく、そういう政策努力を重ねたいと思っております。

それと複数の委員から保育士の確保について御意見をいただいております。まず、保育士の確保について、これは事業者だけの努力で保育士が確保できるというものではございませんので、これは政策面でもしっかりとした対応が必要だと思っております。あと数字については、今回公表しております数字はサービスのニーズの量についての数字でございますが、これを踏まえて都道府県では、このニーズを満たすために必要になる人材、これがどれぐらい必要になるか、そういう推計も今していただいております、これも厚生労働

省のほうで集計をすることになっています。したがって、例えばピーク時が想定される平成29年度において、現行のペースで保育士さんが増えていくペースと比較してどれぐらい不足するのか、そういったこともおいおい数字的に明らかにしていこうと思っておりますのと、それに対応する政策面を用意し、保育士確保プランという形でお示しをする、そういうことを予定しております。

あと、山口委員から、居宅訪問型のサービスについて労働基準法との関係について御指摘をいただきました。これはかねてから御指摘をいただいて検討を進めてきております。決して忘れていたという課題ではございませんで、関係部局と調整をしてきて、関係部局においてもしっかりと検討は進めてきていただいております。現時点においてその検討の成果を御報告できる状態にまだなっていないのが大変心苦しいところではございますが、速やかに検討を進めて、一定の対応をお示ししていきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、文科省のほうから。

○林幼児教育課企画官 文科省から2点ほど。

まず、岩城委員から御指摘がございました教育委員会の関与の関係でございます。御指摘のように公立の幼保連携型認定こども園になりますと、法律上は所管部局が教育委員会ではなくて首長部局という整理になっております。ただ、法的には教育課程など教育委員会に意見を聞かなければいけない事項については、教育委員会の意見を聞くということは義務づけられているということになっております。また、それら以外も全般、特に教育面や研修面にわたっては、我々としては教育委員会の積極的な関与が必要だと思っておりますので、そのようにこれまでもお願いしておりました。

また、保育教諭の研修につきましても、首長部局の事務ということになっておりますけれども、これらに当たっても教育委員会の積極的な関与をお願いしております。制度全般にわたりまして公立、私立問わず、都道府県も含めて教育委員会の積極的な関与が必要だと考えておりますので、我々も施行準備に当たってそのようなお願いを4月に既に通知を出しておりますけれども、改めてまた施行に当たって教育委員会の積極的な関与を求めていきたいと考えておりますので、御支援、御協力をいただければと考えております。

2点目でございますが、柏女委員から幼保連携型認定こども園の教育・保育要領についての周知状況を御質問いただきましてありがとうございます。教育・保育要領の解説書のまだ案でございますけれども、周知いただきましてありがとうございます。この案のとれたものの公表が遅れているのではないかとということでございます。確かに秋ごろと申し上げておまして、いろいろな確認作業が遅れておりますけれども、早ければ来週、遅くとも年内にはまずホームページで案取れ版を公表させていただく予定にしております。印刷物は印刷の都合上少し遅くなって年明けになるようではございますけれども、まだホームページで周知をしたいと思っております。

あと我々も担当官がいろいろな研修会に派遣させていただいて周知に努めさせていただいておりますけれども、引き続きさまざまな機会を通じて周知の努力をしていきたいと思っておりますので、御協力をいただければと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

事務局からよろしいですか。

そうしたら、引き続きといっても大分時間を押しておりますけれども、報告させていただきたいと思うのですが、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめ、お願いします。

○朝川保育課長 保育課長です。

資料2をご覧くださいと思います。時間もございますので簡潔に御説明いたします。もともとこの重大事故の再発防止に関する件につきましては、この子ども・子育て会議において課題として提起をしていただき、専門的な検討の組織でより具体的な検討をするということで検討を進めてきたものでございます。今回、中間的な取りまとめをさせていただいておりますので、その御報告をさせていただければと思います。

もともと子ども・子育て会議で論点を幾つか整理していただきました。2ページ目のところでございますが、論点1、論点2、論点3ということで整理していただきました。今回、このうちの論点1、論点2を中心としたところについて中間まとめをしてございます。論点3、非常に重要な再発防止の検証とか指導のところ、こここそ重要なところでございますが、この点については、年明け以降、また引き続き議論を進めていくという位置づけでございます。

3ページ目でございます。重大事故の報告の対象範囲についてですが、まず3ページ目、4ページ目でございますのは、どういう施設、事業者を対象に報告を上げていただくかの整理でございます。4ページが対応方針のところでございますが、基本的には子どもの預かりをする施設、事業は全てということなのですけれども、①は給付の対象になっている施設や事業者というものでございます。②は13事業のうち、子どもを預かる事業については対象にするということでございます。③は認可外のものも含めて対象にしていこうということでございます。

5ページ目、6ページ目は、対象範囲として、今度は重大事故の範囲をどこの範囲で考えていくかということでございます。これは現行、保育所については、報告の仕組みが一応あるわけでございますが、そのときに対象にしておりますのが死亡事故と治療に要する期間が30日以上を負傷、疾病ということになっております。検討していただいて、基本的に国への報告を求める重大事故の範囲については、その範囲を踏襲することがいいであろうということでございます。

6ページ目の2行目のところで括弧書きがございまして、事故直後においては死亡には至っておらず、また30日以上治療がかかるのかどうか分からないケースとして意識不明の

ケースがあるということが議論されまして、明確にそういったものは含んでいこうということで対象の範囲が示されてございます。

なお、2つ目のポツでございしますが、この新制度では省令上、事業者、施設に運営基準がかかっておりますが、その中で事故が起きたら、市町村に報告をするようにという義務がかかっております。ここの関係でございしますが、これは必ずしも重大事故に限らず、市町村に対して報告をする必要があるという規定でございします。今回、議論しておりますのは再発防止で国にまで上げていただく事故ほどの範囲かということで重大事故でございしますが、この下から6行目、さらにと書いてございます重大事故以外の事故について、どういうふうに市町村で対応していくかという点については、比較的幅広く医療機関を受診したら全てだという御意見もありましたし、一方で、数だけ市町村にたまっていても効率的、効果的な事故対応という観点からは必ずしもそれは適切ではないという御意見もありました。これにつきましては、最終的には各自治体の実情を踏まえながら適切に運用していただくということでございします。自治体によっては、事故の報告という形でなくても、事業者のほうに備え置かれている事故簿のようなもの、そういったものを見て回る、そういったことでの対応をされている自治体もございしますので、そういう自治体の実情を踏まえながら、重大事故以外の事故については対応していくというものでございします。

7ページ目、8ページ目でございしますが、報告をしていただく内容、その範囲、情報の範囲でございします。これにつきましては、別紙1ということでございしますが、その2つ目のポツの※印でありますとおり、まず速やかに事故発生直後、その当日あるいは翌日にまず第1報を上げていただくことが重要だということと、あとは一定程度整理がついた段階でさらに続報を上げていただく、そういう2段階、3段階の報告を想定するということになっております。

その上で、後ろのほうに、17ページ、18ページ目に様式がありまして、現行の保育所に関する報告様式をもとにしております。まず、赤字が見直しをかけているところでございます。さらにブルーの網掛けが第1報を上げていただく範囲で、それ以外は徐々に上げていただくということでございします。

あともう一つ、今回の特色として18ページ目、右のページでございしますけれども、一定期間たった段階でソフト面、ハード面、環境面、人的面、それぞれの要因別に事故の発生の分析をしていただいて、その上でどういう再発防止の改善策が考えられるか、そういうことも整理をしていただいて、こういったものも国のほうに上げていただき、これらは情報としてしっかりホームページで公表する、そういう形にしたらどうかということになってございします。

戻っていただきまして、9ページ目でございします。情報の集約方法でございしますけれども、対応方針は10ページ目に書いてございします。1つ目のポツですけれども、認可・確認を受けた施設・事業、あるいは市町村の事業につきましては、市町村に報告をいただき、

そこから都道府県を経由し、国に上げていただく。認可外のものについては都道府県が監督権者でございますので、都道府県を経由して国に上げていただく、そういうようなことでございます。

11ページ目で消費者庁への通知というのもございますので、それも並行して第1報の段階で上げていただくということでございます。

12ページ、13ページは、データベース化と情報の公表についての整理でございます。13ページ目のところに対応方針が書いてございますが、まずデータベース化については、報告を受けた事故情報については全てデータベース化をし、その中でより再発防止につながるようなものについて、これは後ろのほうに何を公表するかというのは書いてございますけれども、それらのうち、そういうものについてホームページで公表するという形の提言の内容になってございます。

それとあと14ページ、15ページは、残された課題ということで、年明けにさらに議論していただく内容で再発防止の検証とか指導の点なのですけれども、この点で1つ重要な指摘をいただいております、14ページ目の青い箱四角の3つ目の○でございます。この再発防止の議論を関係者の間でする段階においては、何が事実としてあったのか、その点が共通認識を持てることが重要である。ただ、一方で、時間がたってから関係者にヒアリングしていませんと記憶が抜け落ちたり、いろんな不正確な状況になりますので、事故発生直後の対応、記録をとるとか、そういったことが重要だという指摘が出されてございまして、この点についてしっかりガイドラインをつくってマニュアル化をしていく必要があるという御指摘を受けておりますので、こういった点も踏まえて再発防止のガイドラインをつくり、あるいはその検証の仕組みを15ページ、16ページ目で今後議論していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

時間ではあるのですけれども、今の御説明に対して、どうしても今御質問ということがあればお受けしたいと思います。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

私は今回重大事故の再発防止策に関する検討会に3歳未満児をお預かりしている現場の声が反映されればという思いで、委員の一人として参加させていただきました。御説明は今保育課長さんがおっしゃったとおりでございます。事故発生の報告の必要性ですとか、事故が起こった要因についての検証、また再発を予防する指針の整備などについてはこれから検討することになっています。

私は、この中で愛知県が第三者委員会を設置し、いろいろな再発防止策のベースをつくってくださった点が評価できると思えました。

また、調査結果から、行政として公立保育所、私立保育所間の格差を是正して、子どもたちの命の重さの同等性を行政の責任として担保していくための改善策を講じることが極めて重要な課題として提起されましたが、家庭的保育についても地域型保育事業についても言えることで、私ども協議会の考え方と同じになり、よかったと思いました。

もう一点、今までは届出制の対象に上がっていない認可外保育施設や居宅訪問型保育についても、届出の対象になったということがとても評価できると思います。死亡事故や重大事故が起こった際には、行政に事故報告をすることが決まった点は、全ての子どもに対しても、保護者に対しても安心して利用できる制度になったと思います。子どもがどこの保育施設で保育を受けることになっても、子どもの命は保育の質が守られるというところで保障されるので、保護者支援にもつながると思いました。

先ほどの命の重さの同等性のところは、私ども協議会が平成25年5月第1回の「子ども・子育て会議」が始まる前の暮れに内閣府子ども・子育て支援制度施行準備室の関係者意見聴取に伺った時独立行政法人の日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入したいと申し上げたところ、教育施設と保育所では児童福祉法第39条に規定する認可保育所が該当していることから、家庭的保育は対象外であるとされました。しかし、このように子どもの命の重みは同等であるということを踏まえ、ぜひ子ども・子育て会議で取り上げていただきたいと思いました。

以上でございます。長くなって済みません。

○無藤会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。時間がない中で1点ですが、10ページの重大事故の報告というところですが、認可外についてです。認可の権限は先ほど御説明があったように指導監督の権限は都道府県にあるということで、そのとおりなのですが、データ等でも重大な事故が比較的認可外が多いといったことが示されています。基本的な子ども・子育て支援事業計画は市町村で作成しますので、地域の子ども・子育てのさまざまな実情にしっかりと市町村がコミットしているということです。したがって、都道府県だけでなく、市町村の何らかの関与が必要ではないかと思いました。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

ほかには。吉原委員、お願いします。

○吉原委員 東京聖労院の吉原です。

今回、放課後児童クラブは対象範囲の中で準じた対応という判断がされているわけです。であれば、ぜひ安全対策を充実したガイドラインを明示するなど、十分配慮していただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 時間のない中、済みません。1点だけ。

子ども会議のほうの意見を受けて、かなりしっかりした検討をしていただき、本当に感謝しています。

1点、14ページの一番最後のところで御指摘のあった専門職員の件です。質の向上の指導、事故後の対応に当たる専門職員を都道府県に配置すべきだと思います。実際の事業運営に当たる市町村と、広域でより専門的な対応をすべき行政として都道府県の役割を明確にしていくという中で、都道府県の役割としてこういうことを踏み込んでいくことはできないのかと思います。

また、将来的には、こうした質のチェックを行う機関を専門機関としてイギリスのようにつくっていくというようなことも視野に入れ、そのための大事な一歩としてつくっていただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、多少の御質問もありましたが、とりあえずよろしいですか。

今のところはここまでにさせていただいて、最後にその他が残っておりますので、簡潔な御説明をお願いいたします。

○長田参事官 恐縮でございます。もう時間の関係もございまして、資料の御紹介のみでお許しをいただければと思います。資料3でございますけれども、放課後児童クラブの実施状況につきまして、先般、11月に公表した資料をお配りさせていただいております。

資料4といたしまして、先般のベビーシッターサイトによる事件、痛ましい事件を受けて厚生労働省のほうで専門委員会を設けて議論をいただいております。その議論の取りまとめにつきまして、資料4ということでお配りさせていただいております。

最後、参考資料1としておりますけれども、当会議でも2度ぐらいにわたって御議論いただきました次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針、これが告示という形で本日正式に公布されましたので、それにつきまして配付をさせていただいております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、一通り議論が終わったかと思っておりますので、どうぞ。

○駒崎委員 済みません、議事外で最後に10秒だけお話しさせてください。皆さんのお手元に子ども・子育て支援新制度の財源確保についての緊急アピール案というものが配られているかと思っております。これは御賛同いただける委員の方々でぜひ一致団結してこうしたものを政権に届けていきたいと、手渡ししていきたいと思っておりますので、ぜひ御賛同いただける方、この会議が終わったらお声掛けいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○無藤会長 どうぞ。

○榑原委員 済みません、関連で。実は今日は御公務で欠席されている聖籠町長の渡邊町長からの御意向が強く反映されておりまして、皆さんにぜひ一緒に行動させていただきたいという呼びかけがあったということをお伝えさせていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、議事終了ということで、次回の日程についてお願いいたします。

○長田参事官 次回の日程につきましては、今後のスケジュール等も見極めながら、また追って御連絡をさせていただければと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、「第20回子ども・子育て会議、第24回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。お疲れさまでした。

～ 以上 ～